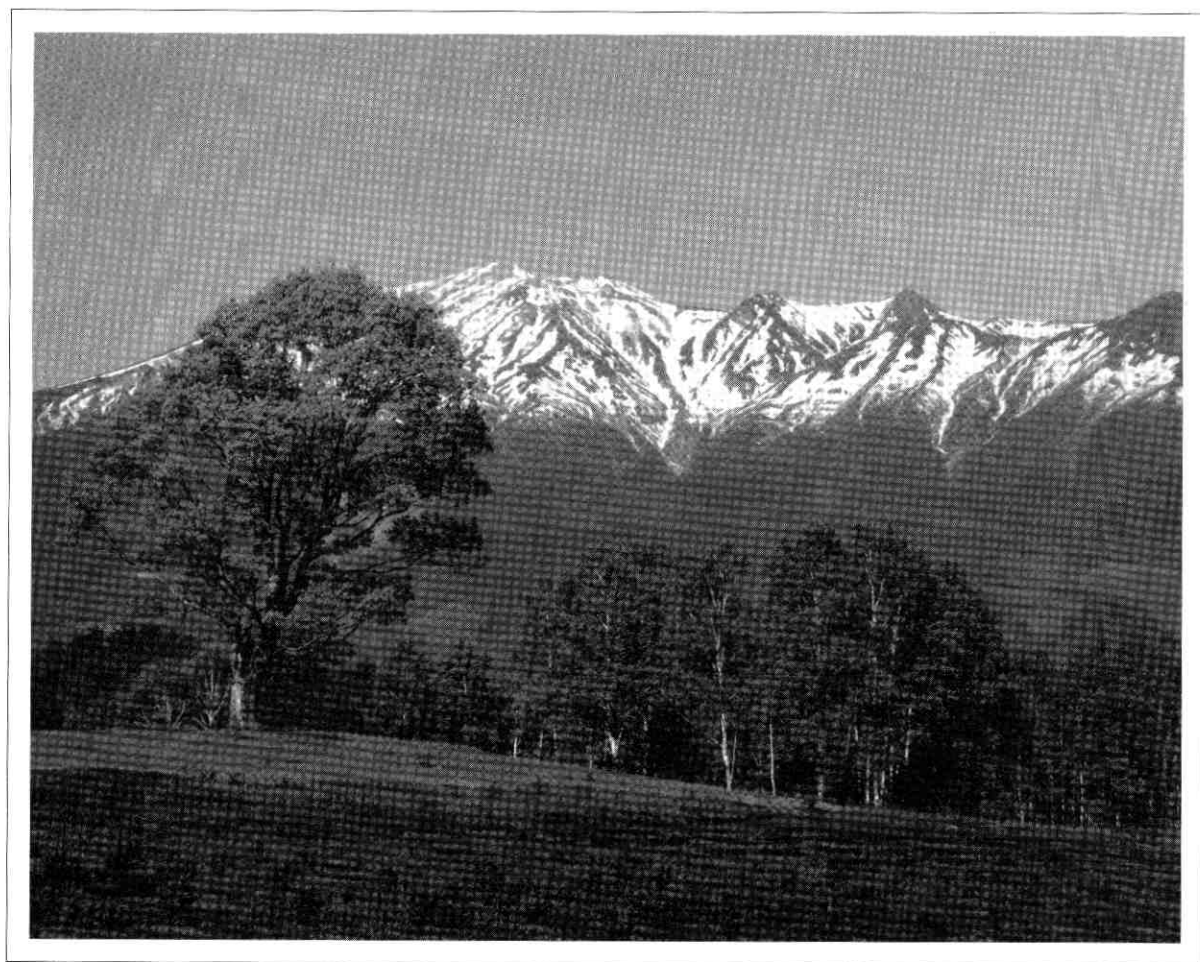


国民と森林

2006年・春季
第 96 号



国民森林会議

多摩川源流に夢とロマンを求めて

中村 文明

(多摩川源流研究所 所長)

日本は、温暖で雨量の多いモンスーン地帯に位置している。北からは寒流である親潮が、南からは暖流である黒潮が日本列島を包み込むように流れており、日本に春、夏、秋、冬というメリハリの利いた四季の変化をもたらしている。日本列島の中央部には、北海道から九州まで脊梁山脈が走っている。こうした地理的気候的な条件が、日本列島を多彩な自然環境の国へと誘っている。この日本列島の背骨に横たわる源流域は、素朴で懐かしい日本の原風景が残っており、国民生活に必要な可欠な水資源、森林資源の宝庫でもある。こうした源流の価値や可能性を探求し、日本の源流域に新しい光をそそぎ込むことを目的に、多摩川源流研究所は平成十三年四月、小菅村によって設立された。

小菅村は、山梨県の東北部に広がる大菩薩嶺の山岳地帯に位置している。村の中心集落の標高は六六〇㍎、四方を一三〇〇㍎×二〇〇㍎の高山に囲まれ、総面積五二六五㍎の山村である。人口は、昭和三十年の二二四四

名をピークに過疎化が進展し、現在一〇一八名である。また、森林面積は、四九三〇㍎で総面積の九四割を占めており、人工林率は、四六割で、民有林面積は三二五二㍎、都水源林は一六二二㍎で都有林率は三三割である。小菅村は、多摩川、相模川の源流域であるという位置からして、水源地として特に重要な役割を持ち、地球温暖化防止に貢献するとともに、水源涵養機能や山地災害防止機能の強化、生物多様性の確保に配慮した森林施策の推進が強く要請されている。

ところで、多摩川源流域には全国的にも珍しい広大な水源林が広がっている。実は、明治の半ばに多摩川の流域では、洪水と渇水、濁流と水不足が頻発し、多摩川の水を飲料水として利用していた東京市民にとって大きな問題となった。明治三十三年、千家東京府知事は、東京帝国大学教授の本多静六林学博士に、多摩川水源地の現状調査を依頼した。本多教授は「水源地の森林状態は甚だ危機に瀕しており、その経営を怠れば、(1)東京市の飲料水

はたちまちにして欠乏をきたす事、(2)府下三郡の農地数千町歩の灌漑用水に不足を生じること」などを報告書にまとめ上げ府知事に提出した。東京府は、この提言を受けて明治三十四年、小菅村、丹波山村などの御料林を買い取り、水源林経営を開始。以来、一世紀に渡り水源林として管理され、自然度の高い貴重な天然林が広範に残されている。

一方、源流域では過疎化が深刻化し、もはや山村に住む人々だけでは森林を守ることは出来ない時代を迎えている。木材価格の低迷は林業の衰退を招き、スギやヒノキの人工林の管理放棄林が広がっている。こうした負の遺産を次の世代に残してはならないとの思いが私たちを新しい行動へと駆り立てた。源流に生活する人々と源流の恩恵を受ける流域市民が、参加・協働で源流らしさの回復と森林再生事業に取り組みむ仕組みづくり・組織作りに着手した。その源流再生事業の柱の一つが自然再生推進法に基づく多摩川源流自然再生協議会の設置であり、もう一つが「森林再生

季刊 国民と森林

No.96 2006年春季号

● 卷頭言		
多摩川源流に夢とロマンを求めて	中村 文明	2
● 地球温暖化防止と森林の 炭素吸収・貯蔵による対応策	松本 光朗	4
● 万博支援事業「人と自然が織りなす 日本の風景百選」	只木 良也	11
● 会員の皆様に	山田 純	13
● 国民森林会議第24回総会議案		15
● 森林フォーラムの活動		23
● ハヶ岳自然と森の学校		26
● 切り抜き森林・林政ジャーナル		30
● アトランダム雑誌切抜き		32

残雪の御岳山

清水洋司嗣 (岐阜県高山市在住)

御岳山は、北アルプス連峰の最南端にそびえる岳で飛騨山脈には属さない独立峰である。

「木曾の御岳さんは…」として民謡で歌われ親しまれているが、山頂を境に半分は飛騨であることから「飛騨の御岳山」でもある。

3063メートルの頂上には御岳神社が祭られ霊峰としても昔から夏山シーズンには白衣の御岳信者が「六根清浄」を唱えながら頂上を目指し、一般登山者とともに大変にぎわう岳である。

表紙の言葉

目次題字 隅谷三喜男

プロジェクト」の実施であった。
多摩川源流自然再生協議会は、小菅村・源流研究所が呼びかけて、平成十六年三月五日、東京農業大学、森林組合、養殖組合、観光協会、NPO法人多摩川エコミュージアム、県京浜河川事務所、環境省、林野庁など二五団体三六名が参加して結成された。設立総会では、今後の課題として、①森林再生事業（森林の林相調査）②環境学習と源流体験教室（川の学校、森の学校）③源流文化の再生（地名、雑穀、神楽）④源流景観再生（多自然型川づくり）⑤上下流の連携（流域パートナーシップ確立）の5つが掲げられた。

また、「森林再生プロジェクト」は、平成一五年に開始された。森林再生事業の実施にあたっては、東京農業大学の専門家が森林診断白書を作成し、具体的なスギやヒノキの現状を科学的に判断する調査活動に取り組み、調査に基づいて今後の作業目標となる処方箋が作成された。その処方箋に基づいて流域の緑のボランティアが間伐や枝打ちなどの作業を森林組合の指導を受けて行った。この取り組みは、事業開始以来二〇回目を迎え、これまでに一六五八名の流域の市民がこの事業に参加している。また、ホンダ及びJ-Tによる「企業の森づくり」や東京電力による地域環

境保全事業推進など企業との連携も進みつつある。こうした一連の社会的活動は、持続可能な循環型社会構築の基盤づくりでもある。新しい時代にとって、源流の持つ価値や役割、可能性は計り知れない。森林や川は流域単位で管理・保全されてこそ本来の機能を強める。徳川家康以来四百年の流域管理を築くための多摩川の歩みに学び、流域単位による国土の保全と管理の太い流れを多摩川から創り出していきたいし、多摩川源流に夢とロマンを求め続けていきたい。

地球温暖化防止と森林の 炭素吸収・貯蔵による対応策

松本光朗

(森林総合研究所林業経営・
政策研究領域林業システム研究室長)

私がこういう話をするのが適当かどうかよくわからないですけれども、少なくともIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第四次報告書の執筆、あるいは二〇〇六年算定ガイドラインの改訂の執筆などの活動をやっていますから、科学的な話から政策的な話まで幅広くカバーしているという自信はあります。そういう見地から話をさせて頂きます。

話の内容は、地球温暖化の現状と原因、森林・木材の役割、京都議定書の概要、施策の選択肢と議論になります。

地球温暖化の現状と原因

世界全体の気温が上昇し、気候に変化を及ぼしている。特に、今年には日本だけでなくアメリカで大きな台風が発生した。それにより自然災害が多発して、生活や産業に大きな影響を及ぼした。今年が温暖化の影響を、もっとも端的に表した年ではないかという方もいる。地球温暖

化は、二酸化炭素をはじめとする温暖化ガスが大気の中にたまって、熱を蓄えることが原因になっている。IPCCによると温暖化ガス増加の原因は、おおざっぱに言って化石燃料の石油・石炭の使用によるものが四分の三、森林伐採によるものが四分の一である。この割合を見ると、化石燃料の利用が主因だと言いながら、森林の伐採によるものも四分の一あるということは見過ごすことができない。

化石燃料、森林伐採のいずれの原因にしても、人間が引き起こしている。いま、特にアメリカでは、温暖化の原因は人為的なものではないと言っている人たちがいる。日本の学者の中にも、人為的ではなく単に定期的変動の内だという議論がある。しかし、アメリカの科学会議でもIPCCの議論を支持する人がほとんどを占めている。今度のIPCCの第四次報告書も、IPCCの見解に異論を唱える者たちへの反論も記述される方針だと聞いている。

植物においては、光合成により二酸化炭素を取り込み、その一方で呼吸や落葉・落枝・腐朽により二酸化炭素を排出している。その差が二酸化炭素の吸収量になる。すべての植物でこのような仕組みになっているけれど、草本は一年サイクルで回っているの、炭素の貯蔵は長期的ではない。一方、森林は二酸化炭素を吸収固定し、数十年あるいは数百年にわたって炭素を貯蔵しており、その結果として温暖化の緩和に役立つという考え方が一般的である。

ハワイ島マウナ・ロア観測所での、CO₂濃度の変化を表したグラフはよく引用される。一般には毎年の平均値が上昇していることを追っているが、よく見れば季節変動を表していることが分かる。一年の間に二酸化炭素の濃度が上下する。これはまさしく、森林の吸収によるものだと考えられる。ハワイ島のマウナ・ロア観測所の周辺は、太平洋の中にあるハワイ島の中で高度が高いので植生はないが、ハワイ島全体

で考えると非常に多くの森林が存在する。夏になると光合成が盛んになるので二酸化炭素の濃度が下がり、冬になると光合成が行われなくなり二酸化炭素が高くなる。つまり、夏と冬の差の幅が、森林の効果が表れたものと見られる。

IPCCの報告書によると、地球上の大気中の炭素は七六〇Gt(ギガトン)であり、毎年三・三±〇・二Gt増えている。化石燃料とセメント生産で六・三Gt排出し、その一方、陸域生態系で〇・七Gt吸収している、海洋でも二・三Gt吸収している。しかし、陸域生態系での吸収量は直接測られているわけではない。陸域生態系での吸収量は、大気中の炭素変化量と化石燃料・セメント生産による排出量、海洋による吸収量から、計算されているものだ。世界中の森林は均一ではないし、実は陸域生態系での吸収量はこの程度しか分かっていないのだ。

さて、陸域生態系の炭素蓄積量は、植生に五〇〇Gt、土壌及び枯死木二〇〇〇Gt、全部足すと二五〇〇Gtとなる。ざっと見ても、植生が保持している五〇〇Gt、大気は七六〇Gtとオーダー的には同じぐらいの量になる。つまり、陸地の植生がみんな燃えてしまえば、大気中の二酸化炭素の濃度は倍以上になる。それぐらいインパクトがあるということになる。

日本の森林による吸収量

日本の吸収量はどのくらいかというところ、私が一九九〇年の林業センサスと二〇〇〇年の林業センサスから推定したところによれば、炭素蓄

積量は一九九〇年では九八四Mt(メガトン)、二〇〇〇年では一一八四Mtであった。その差から、年間の炭素吸収量を二〇Mtと推定された。

樹種別に見ると、炭素吸収量二〇Mtのうち八・二Mtがスギによるもので、日本の吸収量の四一%がスギによる吸収だと言える。この話を一般の方にするときは、スギは花粉症の原因ということ、最近非常に風当たりが強いけれども、温暖化緩和に非常に役に立っている面もあることを忘れないで欲しいと説明している。

分布図から見れば、北海道・東北では吸収は比較的少なく、西日本では多いという特徴が出ている。これは、林業地帯のスギ、ヒノキの吸収の大きさが現れている。分布図の排出となっている地域について、北海道中部はいわゆる高性能林業機械が盛んな地域で、おそらくカラマツの人工林を効率的に伐採していると思われる。北九州に少し見える排出は、おそらく九一年の一九号台風での被害によるものだろう。蓄積の変化で見ているので、以前、立派な山があったところで、台風で被害が起って植栽されたら排出となる。

我が国の森林資源の現状

最近の我が国の森林資源を人工林を中心として見ると、Ⅷ 齢級からⅩ 齢級のあたりに大きな面積のピークがある。しかし、この齢級での間伐が期待ほど進んでいない。昭和三〇年代に収穫量は調整されたが、その時と比べると現在の

森林は非常に本数が多い。密度が高い状態で年齢を重ねていて、ヘクタールあたりの蓄積が一〇〇〇立米を超えている森林が各地にある。昔は一〇〇〇立米を超えている山というのは、例えば四〇cmが五〇〇本とか、五〇cmが三〇〇本といったところだったが、今は三〇cmが一〇〇〇本というように、一本一本は細いが数で蓄積を稼いでいるという過密な森林の状態なのだ。

人工林の場合、品種にもよるが、特にスギは一〇〇年生ぐらいまでは成長が落ちない。頭打ちがなかなか見られないことが分かってきた。ヒノキに関しても、地味が良いところでは一〇〇年レベルでも、蓄積の成長の勢いは余り止まらない。今まで思っていたよりも、人工林は成長が持続するようだ。今後、昔よりも遙かに高い密度で、高齢級のゾーンに突入しそうだ。そういうことを考えると、今後何が起ってくるのだろうか。以前の高齢級は、こまめに間伐されて高齢級に入っていた、いわゆる篤林家の人工林の高齢林だった。今後は、手入れが行き届かず高齢林に突入するというところで、経験してなかったようなゾーンに入っていくのではないかと思っている。

それで何が起るかと言うと、簡単に言えば枯死木が多発するのではないか。四〇年生ぐらいまでは放っておいても、RYは〇・八ぐらいなので枯死はそれほど目立たないが、五〇年を越すとたんに枯死が増える。枯死木がたくさんあって、巻枯らしじゃないけれども、山に入ると木が倒れてくるとか、山火事が起こりや

すいとか、山が危険な状態になるのではないか。それは資源として危険というだけではなく、つきあっていく我々にとっても危険になる。巻枯らしは人家から遠いところでやれとか、人家や林道から近いところでは巻枯らしするなど言われてきた。それは、枯れて倒れるから。そういう懸念をしているのだ。

森林の取扱いと吸収

先ほど、世界の統計量を見ると排出となっていてと言ったが、これは地域的な差が大きい。旧ソ連で大きな吸収があつて、カナダ、アメリカ、ヨーロッパでも吸収され、中国でも若干吸収側である。つまり、先進国のあたりで吸収が見られる。一方、熱帯アジア、アフリカ、ラテンアメリカは、非常に大きな排出になっている。これは森林減少によるものだ。つまり、森林を伐開して農地や牧草地にする、あるいは住宅地を作ることによるものだ。森林経営の中での話ではなくて、土地利用の変化による排出が原因である。その一方、先進国では森林減少は歴史的に随分前に行われたが、最近は余り発生していない。その中で特にヨーロッパは、森林が森林として維持されている。これは地域差でもあるけれども、森林の管理の差と考えてもいいかと思う。森林減少が非常に大きいところは排出になり、土地利用の変化が少なかったり、森林が維持されているところは吸収になる。こういうことを考えてみると、基本的には森林は二酸化炭素を吸収するけれども、現実的には全ての

森林にそれが言えるわけではないことがわかる。また、森林の吸収については、取扱いによって大きく変わる。たとえば、森林以外の土地に植林すれば、新たな吸収を生む。若い林は成長が旺盛で二酸化炭素を盛んに吸収する。原生林は吸収と排出がほぼ均衡しており、差し引きゼロである。

科学的に見れば、伐採自体が排出をもたらすのではなくて、伐採した後木材の取扱によって時間は変わるだろうけれども、焼却とか腐朽を通して排出になる。紙製品はほとんど数年で、家具とか住宅は数十年間ということで、製品によって時間は違うけれども、焼却、腐朽を通じて排出になる。

病虫害が発生すると枯死木やリターが発生して排出になるし、気象害についても枯死木が発生して排出になる。一番極端な例は森林火災で、その場で直接的な排出になる。このように、同じ森林と言っても状態や管理方法によって変わってくる。森林の取扱い、つまり森林の管理・経営が大切だと言うことを強調しておきたい。

次に伐採と森林減少は、まったく違うものだということを強調したい。伐採によって一時的に二酸化炭素の排出が生じるけれど、森林が回復すればその過程で排出分は吸収され、中長期的にはゼロになると考えて良い。つまり、中長期的には影響が少ないと考えられる。その一方、森林減少は一時的に排出されるばかりではなくて、その後何年経っても吸収されないということ、最も影響が大きい。先ほど温暖化原因の

四分の一と言ったのは、まさしくこのような森林減少の仕組みによるものだ。

そういうことを考えれば、森林は二酸化炭素の吸収だとか温暖化防止の役割を担っているけれども、それを発揮するためには、きちっと森林の取扱いをしなければいけない。森林の健全性を保ち劣化を防ぐという、森林管理・森林経営の重要性を認識しておられない方が意外と多い。間伐の効果というところ、間伐しても吸収が上がるのかという議論になってしまいがちだけれど、このように森林の健全性を保つことに効果があるわけで、間伐で直ぐに吸収が上がるかどうかという話ばかり注目するのはいかがなものか。

温暖化防止のための森林の取扱い方としては、まず森林の伐採後には回復を促すことが大切。植林もあるだろうし天然更新もある。次に、森林の健全性を維持し劣化を防ぐこと、森林の蓄積や成長量を増やすこと、そして森林の面積を増やすことが大切だ。

間伐の効果

最近、間伐は森林の吸収量増加に効果があるのか、という議論がある。林学の教科書には、間伐しても成長量はほとんど変わらないと書かれている。しかし、改めて基になった論文をレビューしてみると、ちゃんとした比較試験をやった結果ではないことが分かってきた。比較は難しいが、改めてやってみようということで、森林総研で比較研究をやってみた。

森林総研では、歴史的な経緯もありに収穫試験地が全国に二〇〇箇所以上あって、最高七〇年ぐらい同じところで繰り返し調査している。しかし、同じ林分でも坂の上か下かで成長量も違うことがあるので、比較できるペアを捜すのが大変だ。樹高が同じで間伐したところ、間伐しなかったところ、そういうペアができるところを探したら二一箇所あった。直径と樹高を測定しているので、これらから地上部のバイオマスの成長量を調べた。間伐するとそれだけ本数が少なくなるので、残存木の総量は当然無間伐の林の方が大きい。しかし、間伐木のバイオマスも考慮する必要があるので、残存木と間伐木を足上げて総成長量として比較した。繰り返し測っているので、間伐木についても全てが記録されている。その結果、二一箇所のうち一八箇所、無間伐林より間伐林の方が総成長量は多かった。平均すると一五・六%間伐林の方が多かったことが分かった。そういうことから、間伐は成長を促進する効果があると言えるのではないか。

木材の役割

しかし、間伐の効果としてはこのような成長促進もあるが、むしろ健全性を保つ森林を維持する意味が大きいのではないか。森林の健全性を保ち劣化を防ぐという役割があるのではないかということで、私はこれを強調したい。

化対策は森林による吸収の以前に、温暖化の原因の四分の三という化石燃料の使用を削減することが根本である。森林への過度の期待は、森林に責任を押しつけているような気がしている。しかし、化石燃料の使用削減の中にも、森林・木材の役割がある。

木材の貢献ということでは、貯蔵効果、省エネ効果、代替効果がある。貯蔵効果は、家や木材製品として炭素を貯蔵するもの。日本全体で住宅による炭素貯蔵量は、人工林の量の半分ぐらいになると、有馬先生が指摘されている。住宅の炭素貯蔵量が増えれば、吸収と同じような意味を持つということ、有馬先生はこれを「都市の森林」という言い方をされている。

製造費のエネルギーの消費量は、アルミニウムは木の二八倍、鉄は木の四倍で、物を作るまでにそれだけエネルギー、つまり化石燃料を使っている。住宅では木造でもアルミとかセメントをたくさん使っているから、この差がそのまま出るわけではないが、木造住宅の炭素排出量は鉄筋鉄骨の約半分だ。したがって、鉄筋鉄骨住宅の代わりに木造住宅を造れば、その差だけ化石燃料を使わずにすむ。これを木材の省エネ効果という。

木材の代替効果は、化石燃料を使う代わりに木材を利用することで、化石燃料の消費が節約される。IPCCの報告書は、化石燃料代替を一番強調している。端的なものは木質バイオマスエネルギーだ。

木質バイオマスエネルギーを考えると、資源

としては林地残材、工場残材、建築廃材がある。秋田県能代市をはじめ各地に、木質バイオマスエネルギーのプラントがある。林地残材はなかなか集められないので、材料を確保するために建築廃材を大量に集荷している。木質バイオマスエネルギーの中でも、いろいろある。直接燃焼により発熱あるいは発電するもの、熱電併給するコージェネレーション、直接燃やすのではなく、ガスにして使うガス化。メタノール生産は、燃料電池にも使える。加水分解でエタノールを作る。環境省が計画しているのは、ガソリンにこのエタノールを三%程度加え、化石燃料の代替を進めるものだ。

森林と木材による温暖化防止への貢献

森林の成長によって蓄積量が増し、それが伐採されて蓄積は減り、また成長により蓄積する。森林の貢献は当然あるけれども、その量には限界がある。むしろそこから生まれる木材を使って、エネルギー代替あるいは物質代替した方が貢献度は高い。林野庁は、森林のサイクルと、そこから生産された木材のサイクルをうまく関係づけながら利用することによって、森林のサイクルでは吸収、木材のサイクルでは排出削減といった二つの面が絡み合って、温暖化防止へ貢献できるという見解をとっている。

京都議定書報告への対応

二〇〇八年から京都議定書の約束期間に入るが、実は来年の九月一日までに、報告の方法論

を報告することになっている。京都議定書は、森林による吸収量の考慮ということで、森林の役割が考慮されている。特に三条三項は、新規植林、再植林、森林減少を取り上げ、新規植林・再植林による吸収量を排出削減達成に利用できる。森林減少についても報告する必要がある。森林減少がどのくらい起こっているのかを把握し、それを抑制するという役目がある。新規植林・再植林というのは、森林でないところに木を植えて、そこで吸収したらそれを使えるということで、森林の面積を増やすということに効果を期待できる。

京都議定書よりもそれを難しくしているのは、マラケシュ合意だ。これは京都議定書の運用に関する合意がなされたものだが、その年の三月にアメリカが京都議定書を離脱したこともあって、京都議定書が無効にならないように、ヨーロッパが日本を取り込むような形で合意したという経緯がある。

マラケシュ合意の中では、森林に関してはまず定義について触れられた。これは、最低樹高が5m、樹冠率が10〜30%以上、森林面積が0.3〜1.0ヘクタール以上。この範囲で各国がしきい値を決めて、それより大きかったら森林、それに達していなかったら森林ではないという数字を示した。この基準はわが国にとってはそれほど難しい話ではない。最低樹高は5mというのは成熟期に5m以上であれば森林とされる。樹冠率は森林法に基づいて30%、面積は森林計画制度で孤立した0.3ヘクタール

以上となっていることでしきい値が決められている。

三条四項については、京都議定書には追加的人為的活動としか書いてなかったが、マラケシュ合意において森林経営という言葉が出てくる。森林経営の農地管理、植生回復、植生管理この四つが三条四項の活動に入ることが示された。これは選んでもいいし選ばなくてもいい。日本としては、森林経営の他、おそらく国土交通省が都市緑化の関係で、植生回復を選ぶことにならないか。

国別に吸収量の適用上限値が決められ、日本は炭素量で年間一三Mt、これは基準年の排出量に対して三・九%にあたる。三・九%という数字を良く耳にするが、三・九%という値が決まったのではなく、まず一三Mtが決まり、これを計算すると三・九%になるというもの。上限値は、日本、カナダ、ロシアのみ大きな値が与えられた。他の先進国はどうなったかという点、特にEUはその国の推定吸収量の八五%割引されたものが上限値になっている。それはこの合意前にオランダのプロンク議長が、「森林経営で吸収量が増加するのはせいぜい一五%ぐらいのものだ」という考え方を示し、吸収量全体の八五%割引して、EUに割り当てた案を示したことによる。先ほど収穫試験地の調査で、間伐の効果が一五・六%と言ったが、なにか妙に合っている数字と感じる。ところで、日本の一三Mtは、林野庁が二〇一〇年でも長期見通しの数字をベースにして計算したものが基礎に

なっている。

森林経営の定義は、「森林の生態学的、経済学的、社会的機能を持続可能な形で満たすことを目的とした、森林の管理と利用のための施策システム」と書いてあるが、よくわからない。各国の森林経営は、いろいろな形態があるだろうということ、それをひくくくめて玉虫色の定義になっている。また、三条三項、四項では、その位置を特定可能とするという非常に厳しい大きなきまりがある。

この背景には森林生態学があるわけだが、京都議定書報告では、五つのプール、つまり地上バイオマス、地下バイオマス、リター、枯死木、土壌の炭素量の変化を報告することになっている。なぜかという点、森林はバイオマスだけで炭素を貯蔵しているわけではないからだ。特に北方林を多く持つ国々では、むしろバイオマスよりも枯死木の方が大きなプールになっているので、そのような背景からこういうことになったのだと思う。ただし、排出源でないことを証明できれば、報告の必要はない。

地上バイオマスは森林の幹材積から枝葉を含んだ係数を掛けて計算する。地下のバイオマスはそれに係数を掛けて推定する。地下バイオマスの係数は以前から二〇%という数字が言われているが、IBPの調査などを改めて調べてみると、一八%といった数字が出てくるので、そういうものを使って地下のバイオマスを推定する。土壌の炭素量はおおよそ推定されているが、その変化量は良くわかっていない。普通の森

林の状態であれば、土壤炭素量の変化は無いだろう。伐採地ではどうかということ、伐採前に土壤炭素を調べて、伐採後、毎年炭素の量を測っている。もともと土壤の炭素は一メートル位置が違えばふん変わるから、バラツキが大きい。そのため、伐採によって炭素量変化に差があるのかどうかかわからず、統計的に差がない。それによって、土壤が排出側ではないことは証明できるだろう。ところが、リターとか枯死木とかについてはデータが少ない。困ったことに最近、伐り捨て間伐が多いが、調査はほとんど行われていなくて統計にもない。これをどうにかする必要がある。

一番手に入りやすいデータとして、九九年から林野庁が行っている森林資源モニタリング調査がある。この調査では四キロメートルごとに場所を予め決めておいて、そこに到達して調査をする。その調査項目の中に、枯死木が入っている。そういうものを使って全国的な統計量を出せばいいのかなと考えている。ただ、変化量がどのくらい出るかわからない。今、モニタリング調査の二巡目に入っている。今、それが全部終われば一回目と二回目の差を見ることによって、枯死木が排出になっているのか吸収になっているのかが分かるだろう。

炭素変化量は生態学的な背景があつて、こういう仕組みができてはいるが、それを実際に適用しようとするの大変になる。そのため、京都議定書報告の算定・報告のためのマニュアルが必要であるということ、IPCCグッド・プラク

ティス・ガイダンスが作られた。これは、いわばIPCCの標準マニュアルで、気候変動枠組条約報告と京都議定書報告の両者のために利用されるものだ。この要点としては、土地利用を六区分にして森林、農地、草地、湿地、開発地、その他とし、森林の吸収量、排出量の算定方法に関して二酸化炭素の量の計算式や係数が書かれていることがあげられる。

そこで問題になってくるのが吸収量の推定方法で、ガイダンスには二つの方法が書かれている。一つはデフォルト法で、これは成長による炭素の吸収から伐採・攪乱による炭素排出を差し引いて変化量を算定する方法。もう一つは蓄積変化法で、二回の調査での蓄積量の差をとって吸収量を推定する方法。いずれの方法でも良い。日本では蓄積変化法が使いやすいとされている。というのは森林簿で二時点の蓄積の変化がわかるためだ。実のところ、伐採・攪乱による炭素排出量を推定するのは非常に難しい。伐採量は統計量を使うしかない。それも素材生産量から逆算して、山でどれだけ伐られたか推定したり、あるいは台風でどのくらい枯死したかを推定したりする手間は非常に大変だ。蓄積変化法だと伐採・攪乱による炭素排出量を推定する必要がないから、森林簿を持つ我が国では、こちらの方が使いやすいのではないかと考えている。

いずれの方法も、伐採・即・排出と呼ばれるIPCC算定方式に基づくものだ。伐採した時点で、二酸化炭素が排出されたという仮定で計

算する。当然ながら、伐つてもすぐに二酸化炭素は出ているわけではないし、製品になればそこに炭素が蓄えられているわけで、本来ならば伐採・即・排出ということは起こっていない。ところが、IPCCは、新しく木材製品が作られれば、その分焼却されるだろう、廃棄焼却されるだろうということ、こういう仮定をおいても問題ではないとしている。実際、製品ごとの量や寿命を追っていくのは大変だが、こういう仮定で推定すれば簡単にできる。しかし、そのために、伐採木材の貯留効果を無視することになる。製品にしたり住宅にしたり、炭素が固定されているけれども、そういうものはまったく無視される。日本で粗々の計算をする、木材製品の総量は毎年増えていて、排出量に比較すると大体一分ぐらいずつ増えている。三・九%に対して一%ということ、そんなに少くない数字が出てくる。ただ、省エネ効果だとか代替効果は、排出削減として評価される。石油を使うのが少なくなったのは排出量削減としてカウントされる。

この伐採・即・排出には問題があるということ、IPCC二〇〇六年ガイドラインでは、伐採木材の扱い方についていくつかの方法が併記されることになっている。伐採・即・排出はデフォルト・アプローチといい、あと三つほかの方法が示してある。どの方法が良いかは国によって大きく異なる。全ての国が国内で伐採したものを国内で使っていれば簡単だが、国際間の輸出入をどう勘定するかで大きな差があり、

その影響が木材輸出国と輸入国でまったく立場が違うので、大きな議論になっている。

温暖化対策とルールがもたらす問題

京都議定書のルールを踏まえて、農林水産省は一〇ヶ年対策を策定し、健全な森林の整備、保安林の適切な管理、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマスの利用推進、吸収量の報告・検証体制の強化をうたっている。これを京都議定書に当てはめれば、三条四項の森林経営の拡大を狙った間伐とか保安林の整備、国民への理解を促す、あるいは木材利用による排出削減ということになる。わが国では、新規植林・再植林はほとんどないので、吸収量を考えると三条四項森林経営を使う必要がある。これは、九〇年以降になにか手を加えたところの吸収量をもたえるというもので、間伐を進めて三条四項に該当する森林を広げていく政策自体は、これまでの林野庁の間伐対策と整合性を持っており現実的な施策であると言える。

ただ、京都議定書のルールをよく見ると妙な方法も考えられる。例えば、吸収量の確保を考えると、伐採しなければいいことになる。伐採に伴う排出の抑制ということで、伐採の抑制あるいは禁止の措置を取るとか、主伐をせずに高蓄積したり除伐をしたりすることも考えられる。また、枯死木とかリターも炭素プールだといふわけだから、切り捨て間伐・巻き枯らしは得策になるのだ。しかし、考えてみて欲しい。森林の健全性や多面的機能を考えた場合、本当

にそれでいいのかという疑問がわく。つまり、伐採しなければいいという発想自体が、木材の循環利用とか循環型社会の構築に逆行するのだ。この原因は、伐採・即・排出という現在の算

定方法の矛盾・弊害によるものだ。特に伐採の扱いは影響が大きく、伐採が排出になるばかりでなく、三条四項の森林管理に対しての吸収も失うことになり、つまり伐採は二重の損失をもたらすことになるのだ。こういう議論は、森林の多面的機能のうち、二酸化炭素の吸収機能のみを評価して、あとは無視するようなものだろう。森林の吸収量だけを見て、木材による排出削減を見ていないということで、こういう施策も考えられることではあるが、全体からすれば弊害の方が大きいのではないか。

このように、現行の森林の算定方法を背景とした、森林の吸収確保にあまりにも偏向したような施策は、森林・木材の本来の機能や役割を劣化させるおそれがある。森林の機能には、元々吸収量増加とトレードオフの関係のものがある。森林の多面的機能の発揮・木材利用による循環型社会の構築は、吸収量確保の前提になるべきではないか。森林の多面的機能を壊してまで吸収量を確保する必要はない。森林の多面的機能の保全と活用、循環型社会の構築という原則のもと、持続的な森林経営を通して京都議定書の目標達成を目指すべきだと考えている。

更なる温暖化対策

吸収力確保のために、今後、やるべきことは

何だろうか。間伐促進の施策を考えれば、ルールとしては一九九〇年以降に間伐したところの森林の吸収量が増えることになるのだが、九〇年から同じところで繰り返し間伐していることが多い。しかし、一度間伐をすれば吸収量が確保されるので、同じところを繰り返ししても増えない。そこで、間伐の履歴のないところを重点化して、間伐施策を進める必要がある。また、このように九〇年以降の施策を調べる必要があるので、行政と森林組合などが提携して施業履歴を情報として保持する仕組みが必要だ。

木材利用による排出削減量は、非常に大きな効果があると言いつつ、削減量が勘定されていない。森林の吸収量による排出削減量は算定されておらず、目に見えない状況にある。というのは、林野庁は吸収量算定の責任を持つが、排出量については算定の責任を持たないのだ。森林・木材は連携して温暖化緩和に貢献するわけであるから、森林による吸収量と、木材利用による排出削減を足しあげて森林・木材の貢献と認識して主張すべきではないか。足し上げたからといって、京都議定書にプラスして貢献できるわけではないが、森林・木材が、吸収・排出削減併せてどのくらい貢献しているかを主張すべきだ。

万博支援事業「人と自然が織りなす日本の風景百選」

只木良也

(国民森林会議会長)

二〇〇五年三月から半年間、愛知県で開催された万国博(愛・地球博)。そのパートナーシップ事業民間企業環境部門第一号は名古屋鉄道株式会社が進めた「人と自然が織りなす日本の風景百選」でした。

日本人は、わが国に与えられた恵まれた自然の仕組みをうまく活かして生きてきました。そんな人々の営みの歴史が創り出して来たすばらしい風景が、日本中に沢山あります。そのような「人と自然が織りなす」風景を百景選抜しようというのがこの計画でした。

したがって、百景を選び出すための基準は、人と自然との関わりのある風景、暮らし・生産・信仰など人々の営みが感じられる風景、もともとそこにあった自然を巧みに活用し、現在も人間の活動に役立てている風景、などが基本となりました。

選考委員として、人文地理の泰斗市川健夫博士(委員長)、建築史が専門で博物館明治村館長飯田喜四郎博士、仏教学・文化功労者の前田

恵學博士、経済・景気のエコノミスト水谷研治博士、そしてその末席に、自然環境系として私の五人が選任されました。

候補地の募集は、推薦理由を付けた一般公募の形で、平成十四年春から開始され、一次募集、二次募集を通じて数百件に及ぶ応募がありました。それらを整理し、選考委員や名鉄側実行委員からの推薦も加えて、候補地が二百余箇所に集約されたのが平成十五年夏。その後も論議を重ねつつ、選考委員・実行委員の投票を経て、平成十六年十二月に至って百箇所の決定をみました。

日本各都道府県から最少一箇所を考えること、人と自然が織りなす風景ですから、市街地や現代的施設のようにあまりにも人工的で自然の香りの薄いものや、逆にすばらしい原生林のように自然度が高くて人の匂いの薄いものは除く、などの処置も必要です。前者の例として種子島宇宙センター、後者の例として白神ブナ林などがありました。結局、「百選」とは言うものの、

一〇三箇所の選定となり、平成十七年、万博の年明けてまもなく公開発表されました。

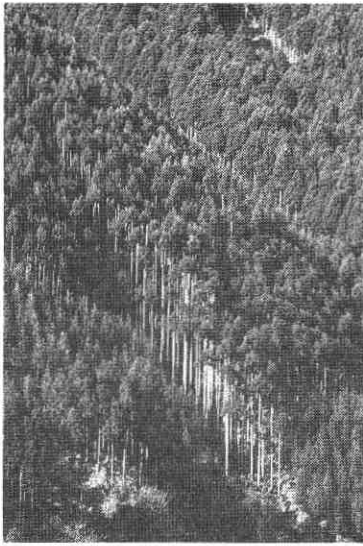
ドイツ語にLandschaftという語があります。単なる「景色」ではなくて、「人々の営み・土地利用が生み出す風景」の意味を持ち、日本語には、斯界の先達三好学博士によって「景觀」の語が与えられています。この語の母国ドイツには「最適の土地利用は、その地最高の景觀を生む」という哲学があるようですが、今回の「人と自然が織りなす…」は、この考えと軌を一にするといえましよう。

狭い国土に永い人間活動の歴史を持つわが国は、原生的な自然はほとんど失われて、大部分が半自然あるいは二次的自然と呼ばれる状態になっています。それは農林業地のように、また防災など生活環境保全のために、人間が手を加え加えて作り替え、作り出して来た自然といえます。その典型は、今回も何箇所か選ばれた棚田でしょう。

永い人々の営みの中で人間が壊したり、作り替えに失敗したとしても、幸いにも多い降水量が味方して、その障害を受けた自然に修復能力を与えてきたのが国でした。この点が、森林を潰して自らも滅びていった歴史上の他の文明の地とは違うところです。

選ばれた一〇三景の内、直接の森林・樹木系としては、北海道中標津根釧台地防風林、青森弘前城サクラ、山形山岳信仰出羽三山、栃木日光街道スギ並木、石川兼六園雪つり、長野木曾ヒノキ美林、三重神宮と宮域林、京都北山スギ林、京都洛西竹林などでした。

しかし、森林や樹木は、そのもの自体に加えてその他の農村風景や水の風景、建物等にも、背景・前景・添景として存在して、風景構成に



京都北山スギ林 室町時代の茶室建築を起源とするといわれ、床柱・たる木等最高品質材生産のおそらく世界一集約な林業。(写真上)

山形出羽三山と山岳宗教 わが国の宗教と森林の結びつきは緊密。極めて厳かな様子に「森厳」の文字を使う。写真は羽黒山、スギ林に囲まれた国宝五重の塔。(写真下)



貢献しているのは、言うまでもないことです。たとえば、宮城松島湾、埼玉武蔵野の屋敷森、富山砺波平野散居村、長野上高地と穂高連峰、滋賀比叡山、和歌山高野山、和歌山熊野古道、島根出雲平野散居村、広島宮島、熊本五家荘五木山村、宮崎高千穂峡……これらの風景を森林や樹木抜きでは考えられません。何しろ多雨暑夏のおかげで、もともとは全国土森林、それを長い歴史の間に人々が作り替えてきた国なのですから。

ところで、私としていささか心残りなのは、海岸（防災）林が、選に漏れたことでした。先人たちが営々として作り上げてきた海岸林は今回の趣旨そのもの、誇るべきものなのに……。自然環境系委員の力不足のせいでしょうか。

万博会期中、百選地の風景写真が会場内広場で上映されました。そして、万博最終日の九月二十五日には、会場内市民パビリオンでこの風景百選のフォーラムが行われました。会期末が近づくほど入場者数も増え、盛り上がりつつ万博の最終日というその日に、大混雑の中でフォーラムとは、名譽なことなのか、煩わしいことなのか、でした。事実会場メインゲートまで来ながら、入場二時間待ちとなり、フォーラム間に合わないお客もありました。

このフォーラム内容も取り込んだ「人と自然」が織りなす日本の風景百選」記念出版物も、翌年二月に刊行されました。この出版物に、私は次のような所感を記しました。

自然界には、遷移という現象があります。わが国のように降水量が多いと遷移の進行速度も速くなります。今回の選抜対象になるような半自然の景観は、遷移とその進行を抑制する人為とのバランスが巧まらずして安定維持されてきたものだといえます。したがって、人の関与がなくなると遷移は進行して、自然はその姿を変えて行きますから、その好ましい景観の維持には、常に人の関与が必要ということになります。

人間の活動様式や生活形態が変わった今日、今回選抜された景観は今後保ちうるのか、保つにはどうしたらよいか。もしその景観を将来にも保ちたい、とするならば、それは原生的自然の保護や希少生物の保全などを重視する在来の自然保護論だけではとても対応できない重要な課題です。

会員の皆様へ

山田 純

(国民森林会議事務局長)

ご心配をおかけしてきた国民森林会議の財政については、全林野労働組合からの当面の支援方針の確定により一定の見通しが得られるようになりました。そのため、組織の拡大や収益事業などを追求する必要性はさておいて、再度基本に立ち返って、会の存在意義をどこに求めるのか、また、国民的な広がりやオープンな関係をどう築いていくのかという、より本来的な問題に、本腰を入れて取り組むことが可能になり、また、必要になっていると考えます。

そこで、幹事会は、その内部で、また、評議委員会に諮って、討議を進める一方、本総会でより明確な方針を確立したいと考えました。

会の活動の基本は、各種講座の開設、提言の作成、情報の収集そして会誌の発行という知的分野における貢献にあります。地方からの林政といわれ、さまざまな形での国民参加の森林作りが進んできましたが、議論すべき分野と項目が増えるとともに、各分野で議論が分岐して、それぞれの可能性と限界がどこにあるのか、総

合の作業に困難が生じ明確な姿が見えてこない状態にあります。地域にはそれぞれ独自の性格と実態があり、その自然的社会的特性に立って自立的に論議され、決定されることが望まれますが、同時に高い知性や貴重な知見を集め、関係者に注意を促し、あるいは現場から課題を受け取って学際的な形で共同して検討を深めるような関係も必要であり、その分野での貢献こそが国民森林会議に期待されることではないかと考えます。

もとより本会は多様な知性の集まりであり、会員の中でも問題に対する態度や方向性は分かれますが、だからといって議論の分かれる問題から逃げたり、提言をあいまいにしていたりしたことはありません。議論を深め、その過程で得られた知見をまとめて発表する形をとってきました。この一年の、炭素吸収と森林管理の問題にしても、三年間にわたる森林林業基本計画を意識しての提言の作成についてもすべてそのような形で進め、その結果は三重など各県の基

本計画に反映され、一定の成果を収めてきたわけです。このような経験を大切にして、この分野の活動の質を一層高め、期待に応えていけるだけの力量や内実を形成していくことが必要です。特に市場経済との関係で意見の分かれる木材生産―利用については、そのような努力が必要になってきていると考えます。

国民的な広がりやオープンな関係をどう築いていくかという問題は、困難な問題ですが、講座の開催、会誌やインターネットの活用、提言の発行という技術に関する問題と、それとは別さまざまな活動体との接触、連携など実際に関る問題とに大別できると考えます。しかし、そのいずれも前者の知的な貢献という実績があり、社会的な評価と認知が高まって可能になることだと思えます。したがって、前者を先行させつつ、後者を探るといことが基本的な姿勢になると考えられます。この十数年、会員の年齢が高齢化し、会の活動も財政・会員数などに見る限り、基本的に停滞しているといわざるを得ま

せんが、この問題の打開については、前者の確立があれば可能と考えたいと思います。

このようにこの会の活動の生命は、知的分野での活動にあると考える場合、特に大切なことはテーマの設定と総合力です。広範な意義を有していること、しかも漠然とした設定ではなく、構造や構成も明確で人材や情報も可能な限り明確で、具体的な行動への見通しも立つようになっていることが望まれます。具体的にはこれまでの議論で、水土保持のリサーチとモニタリング、行政・学術用語の統一、違法伐採の利用規制と国産材などのテーマのほか、森林組合の計画立案と森林認証、森林管理と環境税、里山の

現代的利用管理、森林保護の多様な方法、花粉症、野生鳥獣被害とバッファエールの設定などが提起されていますが、いずれにしても国民森林会議の陣容を生かした総合性、専門性と多面性に優れた高い見地からのアプローチが望まれます。

また、この数年、会の活動の基幹となるべき幹事会が細ってきており、会誌の発行体制も不安定で、講座の参加者も少ないという問題があります。また、インターネットの活用も開設こそ出来ましたが、進んでいません。これらの問題は緊急に手を打つべき問題です。そのためにも、編集・広報体制の強化が緊要で、この強化

によりPDFファイル方式による提言などの活用性アップ、メールによる会員との関係強化及び会員の多様な意見の紹介、諸団体とリンクをはることにによる関係強化、会誌への関心喚起などが望まれます。また、メディアとの関係強化も必要です。この分野でもよい提案やシェアリングをお待ちしています。

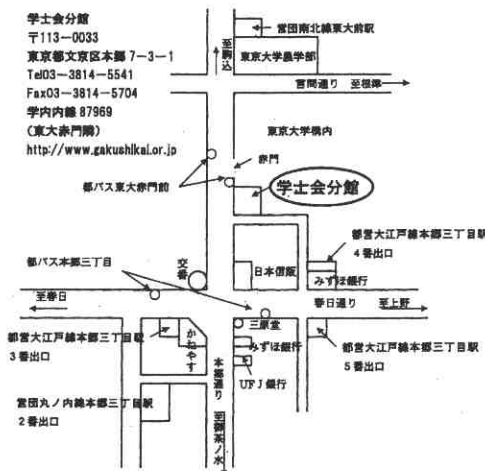
総会議案は、活動の報告と方針、予算決算の論議からなりますが、活動方針、予算案については、皆様からのご提案を踏まえて、幹事会でまとめたものを提出したいと考え、あえて全体性を備えた文章とはせず、たたき台以前といってもよいような骨子だけとしました。

国民森林会議第24回総会

日時・二〇〇六年三月一日(土) 午後一時から

場所・東京都文京区本郷 学士会分館

- 記念講演(当日午後二時から)は、
講師・木村政生氏(神宮自然保護委員)です。
- テーマ「御遷宮・用材・宮域林」仮題
- 記念講演の記録は「国民と森林」97号に掲載。



国民森林会議第二四回総会議案

二〇〇六年三月一日
東京都・本郷・学士会分館

総会次第

- 一、開会の言葉
 - 二、議長選出
 - 三、会長挨拶
 - 四、全林野労働組合挨拶
 - 五、活動報告と決算報告
 - (1) 活動経過報告
 - (2) 決算報告
 - (3) 監査報告
 - 六、役員の改選
 - 七、活動方針と予算案の審議
 - (1) 活動方針の提案
 - (2) 予算案の提案
 - (3) 討論
 - 八、閉会
- 引き続き記念講演会

二〇〇五年活動の経過報告

1 提言委員会（拡大提言委員会）の活動

- ① 提言委員会では、二〇〇二年度から二〇〇四年度までの三年計画で、二〇〇一年度
に政府が作成した「森林・林業基本計画」
に対する提言書を作成してきました。計画
では二〇〇四年度ですべての作業が完了す
ることになりますが、二〇〇五年度は最終
年度（二〇〇四年度）の「森林・林業・木
材利用の担い手」のとりまとめを継続して
行い、完成した提言書を一〇月に林野庁、
環境省、国土交通省に提出しました。最終
年度の報告書は、一年目の「森林の機能と
施業」、二年目の「木材の利用」の総括を
含めた全体としての提言書です。
- ② 各年度の提言書の作成は、幹事会の承認
なども含めて次年度の五、六月までかかり、
提言書の提出は七月前後となってきました。
最終年度はさらに時間を要し、提出は一〇
月となりました。三回ぐらいのドラフト修
正作業を踏まえば、これぐらい時間のか
かるのはやむをえないことと思います。
- ③ 林野庁へ提出した提言書を踏まえて、一
〇月下旬と年明けの一月下旬に、林野庁の
関係班長との勉強会を持ちました。林野庁
は「森林・林業基本計画」の見直し・修正
作業を行うために、一〇月からその作業部
屋を設けました。勉強会は、林野庁からは、
その部屋に属する主要班長、提言委員会か
らは山田純、藤森隆郎、山本博一、それに
河田伸夫氏が参加しました。林野庁は二〇
〇六年の八、九月に新たな森林・林業基本
計画に対するパブリックコメントを求めて
一〇月に決定する予定です。国民森林会議
の提言が活かされることを期待しています。
- ④ 三年間にわたって作成した提言書を印刷
にして出版するということが二〇〇五年二
月の常任幹事会と評議員会で承認されまし
た。それを受けて二〇〇五年一〇月から、
出版に向けての原稿の整理や補足などの作
業を行ってきました。その作業は二〇〇六
年三月までかかり、出版は初夏の頃になる
のではないかと思われれます。出版社は日本
林業調査会です。
- ⑤ 書物のタイトルは「森林の再生に向けて
— 環境と生産の両立を考える —」です。
各年度の報告をそれぞれ一〜三章とし、内
容は原則的に元のままです。ただし、章間

の用語の整合性や不必要な重複個所の修正などを行い、難しい用語の説明などは行っており、また写真などを多く加えて読みやすくするように作業を進めております。

⑥ 一章の前に序文と序章を、三章の後に全体の要約を加えます。序文は新旧両会長に書いていただき、序章は提言委員長が一章から三章までの流れの説明や今後の課題など、提言委員会で検討されたことなどを簡単に紹介いたします。全体の要約は、最終年度の提言書の要約に一部手を加えたものを掲載いたします。

2 公開講座

「二酸化炭素の吸収と森林管理」を統一テーマとして、四回実施しました。

◇第一回講座 四月九日(土)

テーマ 木材の流通・加工の問題点

講師 角谷宏二氏(全木連常務理事)

木材の国際価格は上昇しているが、杉は急降下。プレカット化は外部参入しやすい。関税は低率かつ合板だけ。しわ寄せは立木に。町場の製品市場の縮小が進む。打開策として、違法伐採の輸入規制、グリーン購入法、国際規格・A・Q・認定機関・乾燥などの問題を論議。

◇第二回 六月一日(土)

テーマ 京都議定書達成計画について

講師 河野 充氏(林野庁企画課)

◇第三回 九月一日(土)

テーマ 森林の土壌環境

講師 高橋正通氏(森林総研)

地球上で皮一枚と喻えられる土壌は多面的な機能を有す。炭素蓄積機能については、植生が五五〇Gtに対し、土壌はリターを含め表層一m部分で一五〇〇Gt(二mでは二五〇〇Gt)、森林植生下に土壌炭素が多く、特に細根が落葉以上に炭素を供給。一方、温度上昇に応じて指数的に放出量が増加。日本では、生態学的モデルでは一・三八GtC/yrと推計されるが、林業統計的には一・〇二GtC/yr。モデルより実測値が低く、森林荒廃、土壌流亡への注意と社会的関心を高める必要がある。

◇第四回 十一月一日(土)

テーマ 地球温暖化防止と森林の炭素吸収・貯蔵による対応策

講師 松本光朗氏(森林総研)

公開講座を経ての統一テーマに関するあらましの結論

① 炭素吸収の実態的な調査が進んだ。その結果、多いところと少ないところとの差からは、林分の齢級や気候条件による差のほか、台風などによる被害、開発などの影響が大きいことが見て取れ、森林の面的確保・増大が重要であることが分かった。収穫表との関連では、六〇年七〇年生までは予想以上の成長があることが見て取れた。この傾向はさらに続く可

能性もある。また、蓄積においては樹木よりは土壌などに堆積されるリターの役割が大きく、森林における炭素吸収を考える場合も、土壌に焦点を当てて考える必要があることが確認された。

② 同じ立地条件にあると推定される植栽林分の比較からは、間伐林と非間伐林とは、間伐林における間伐量と現存量の和と非間伐林における現存量と枯損量の和とを比較した場合は、同一であること、また、六〇年生ぐらいまでは非間伐林の成長が旺盛で、非間伐林の現存量の方が間伐林の現存量よりも多いことが確認でき、そのため第一ステージの伐採II放出という計算方法に立つ限り、非間伐林の方が、吸収量が多いという結論になってしまいかねないことが分かった。また、非間伐林をそのまま放置しておく、やがては枯損木の大量発生が見込まれる。

③ 実態的な調査が進むにつれ、現状では三%ほどが精一杯で、三・九%という吸収目標は、達成の難しいことが分かった。排出量の削減が優先されるべきで、森林の面的増大なら意味があるが、排出対策として既存森林の育成管理を考えることは間違っている。森林は自然的存在として独自の多面的機能と社会的役割を持ち、総合的な視点から保全管理されるべき存在である。

3 記念講演会

総会終了後に学士会館分館にて開催しました。

◇二〇〇五年三月二日(土) 一四時

◇テーマ 「入会と山村」

◇半田良一氏(京都大学名誉教授・本会議前会長)

4 会誌及び電子情報に関する活動

(1) 会誌「国民と森林」の発行

① 四回発行しました。

② 企画構成

巻頭言、論説、地方林政の動向、会員が所属する森林・林業関係のNPO・NGOボランティア活動の紹介、記念講演・公開講座の記録、提言など国民森林会議の活動内容の報告、「切り抜き林政ジャーナル」「アトランダム雑誌切り抜き」など、誌面の充実を努めました。

③ 論説の年間テーマ

森林・林業基本法後の地方段階での新たな動向の発掘と評価に力を注ぐ方針で臨みました。ゾーニングについては、現場では実質的には何の変化もないという受け止め方がされていて、説明もそのような形でされていることの多いことが分かりました。

④ 誌面の充実と会員の参加

会員の意見や専門知識の交流の場として、より多くの会員の参加を心がけまし

たが、誰でも意見発表ができる場として意識されていないこともあって、利用は不十分で、活発なものになっていません。

(2) 電子情報(ホームページ、メール、掲示板)

ITメディアの普及を踏まえ、電子情報の発信のための窓口として、ホームページアドレス、メールアドレスを取得し、ホームページでは国民森林会議についての簡単な紹介を始めました。情報化社会に占める位置を考えると、早急な充実が望まれます。ホームページアドレス

<http://www.peoples-forest.jp>
メールアドレス
info@peoples-forest.jp

なお、手違いで、今年からはoneに変わり、ipをつけることになりました。

5 定点観測

① 本年も引き続き酒匂川流域での観測を継続しました。観測目標は地方都市の特性と森林・林業の関係です。

② 地域レベル、流域レベル、県域レベルで多様な活動が観測されました。

県政・◇水源環境税の決定(総枠三七億円)、県産材を扱う事業者の生産流通での認証制度

・◇丹沢大山総合調査(自然再生推進法の枠組みによる調査と提案。鹿食害による土壌亡失など、野生

動物と森林の調整に本格的に踏み込んだ内容となることが予想される。)

民間・◇デザイン・コラボレーションセンター「職人の森」のNPO登録及び箱根彫刻の森美術館などでの展示と職人環境フォーラム(数寄屋と箱根町の活性化をテーマとして)の開催(関東甲信越の林業不振地で、付加価値増大の「質」の林業を追求する動きが集合しつつある。また、数寄屋の原点を題材に樹種の多様化を生かした建築の追求や近代数寄屋の保全が始まっている。)

流域・◇市民農の組織「あしがら農の会」を基盤とした最小限の家作り研究会の立ち上げ

◇あしがら職人の会、
◇森林・林業関係者協議会、
◇「NPO・NGOの家」の竣工
◇県産材による檜コンサートホール(五〇〇坪、曹洞宗吉祥院を核に)の建設など

③ 現地見学とシンポジウムの開催(丹沢大山総合調査との共催)六月二五日
詳細は会誌秋号で報告

6 共催・後援の活動

例年に引き続き、「森林フォーラム」、「八

ヶ岳自然と森の学校」の行事を支援する一方、新たに「職人の森」主催の「職人の森展」(11/3-11/13箱根彫刻の森美術館)「職人環境フォーラム」(11/2)の取り組みについて後援しました。「職人の森」は、山梨県東部県有林のFSC材を神奈川・横浜の利用につながる活動などもしています。「八ヶ岳自然と森の学校」では、そこで誕生したインタープリター(二五〇名以上)らが軸となる運営に移行することで山小屋の過重負担を解決することや内容の充実が望まれ、国民森林会議の関わりも問われています。

7 特別委員会の活動

幹事会に吸収し、特別の形では開催しませんでした。

8 組織の形態と運営

(1) 組織の形態と運営

調査・提言・情報の収集・講座の開設・会誌の発行は、当会議の存在意義に最も密接に関わる活動であり、私たちはその活動を通じて、森林・林業での知的分野における貢献を目指さなくてはなりません。そのためには、常任幹事会とブロック幹事会の連携、充実が重要ですが、残念ながら高齢化と多忙などのため、力を集めることが難しくなっています。基本に立ち返り、貢献を強めることで、社会的な認知を高めていく必要があります。また、活動方針に従い、

地域の活動と中央の活動を結びつけた運営をにかけてまいりましたが、会議や会誌での結合には限界もあり、今後は、会員は勿論、関係諸団体や個人と相互にインターネット上でリンクをはったり、メールを交換したりしてその充実にも努めるとともに、広報も会誌だけでなくホームページを重視し、そこで活動の内容や成果を公表していくことが望まれます。そのために常任幹事会と事務局を強化し、ブロック幹事の積極的な参加など運営方法についても工夫していく必要があります。

(2) 機関

- ① 総会は二〇〇五年三月二日に開催し、原案通り決定されました。
- ② 評議委員会は二〇〇六年二月四日に開催し、評議員五名、常任幹事六名、ブロック幹事一名の下で総会議案、その他重要事項の審議を行いました。
- ③ 常任幹事会は、会長・事務局長と常任幹事九名によって上記の公開講座の日の午前に年四回開催し、総会で承認された活動方針に基づき、会誌の編集その他の事業の運営について協議しました。

(3) 会員

今年度も会員の拡大策に取り組む一方、会員構成の変更に伴い意思の確認を行った結果(中途経過)は次のようになっていきます。
正会員一七七名(昨年一六五名)

賛助会員二六六名(昨年三七一名) 退会者

四三名

団体賛助会員 三四(新規)
名誉会員 二名(昨年二名)

★旧購読会員は、正会員に移行された方、退会された方、団体会員に移行整理された方に分かれ、結果として上記の数字になりました。

(4) 財政基盤

会費滞納者の解消に努めましたが、成果は十分とは言えず、会費納入の自動引き落とし化も低迷しています。しかし、全林野からの働きかけによる賛助会費の増大で収支を整えることができたことで当面の危機は脱し、一定の見通しがつくまでになっています。

二〇〇六年活動方針(案)

1 提言委員会の活動

① 二〇〇六年度以降に提言委員会を取り組むべきテーマについて二〇〇五年二月の常任幹事会で検討したところ、「用材の輸入規制国産材」、「提言実行の条件」、「用語」に絞られました。これらのタイムスケジュールは決まっておりませんが、この順番で取り組んでいくことになるかと思えます。その理由は、「用材の輸入規制」は、過去三年間の委員会の議論の中で、違法伐採を含む木材の国際的取引は大きな課題として残

されたことにあります。「提言実行の条件」は、二〇〇六年一〇月に予定されている、「森林・林業基本計画」の修正がなされた後の方が具体的な議論ができることから、その後には回した方がよいということですが、「用語」は、特に急ぐことはないということとで三番目になりましたが、行政的に使われている用語は、学問的に使われている用語としばしば乖離しており、それらの関係を整理する必要があるということです。

- ② 二〇〇五年一二月の常任幹事会で、二〇〇二年度からの提言委員会のメンバー構成は二〇〇五年度で一区切りをつけ、二〇〇六年度以降は、それぞれの検討テーマにふさわしい委員を、提言委員長、会長、事務局長で相談してその都度決めていくということになりました。従いまして二〇〇六年度は「用材の輸入規制」に詳しい人を委員にお願いしていくことになりました。
- ③ 過去三年間を振り返りますと、一つのテーマを一年間でまとめるのは時間的に厳しいところがあります。従いまして、一つのテーマを一年ごとにまとめることを目標としています。が、いくらか後ろにずれ込むことはありえることと思えます。

2 公開講座

- ① 統一テーマ 現段階では、提言委員会と関係をもたせ、違法伐採と輸入規制などを扱う予定としています。

- ② 講座日程等 例年通り、年四回、全林野会館内林政研究センター四階会議室にて開催する予定です。(※会員外にも参加を呼びかけます。ただし五百円をいただきます。)
- 第一回は四月 日(午後二時～四時)
- ★現場で公開講座を開いて欲しいという要望に応え、長野県松本市で開催の予定にしています。

第二回は六月一〇日(午後二時～四時)
第三回は九月九日(午後二時～四時)
第四回は一二月九日(午後二時～四時)
講師・内容などは決まり次第、会誌などでお知らせします。

- ③ 一般向け公開講座(従来の公開講座とは違い、一般の関心を集めるテーマで、規模を大きくして行うものです)関心を持つ国民各層とのオープンな関係を築くことを目的としたもので、現在、一月大阪で開催予定の「森林と市民を結ぶ全国の集い」での具体化を念頭に、検討を進めています。

3 記念講演会

総会終了後に学士会館分館で開催します。

- ① 二〇〇六年三月一日
- ② テーマ 「御遷宮・用材・宮域林」仮題
- ③ 講師 木村政生氏(神宮自然保護委員)

4 会誌及び電子情報に関する活動

- (1) 会誌「国民と森林」の発行

会誌は、ページ数に限度はあるものの、諸活動の中でも最も全体的、総合的な性格を持ち、さまざまな意見や情報をとりあげ、諸活動を記録化し、会員相互の交流を担うというように、多様な役割を担ってきました。国民森林会議の諸活動、公開講座・提言・観測・会誌・ホームページその他の、それぞれの特性を明確にしつつ、事業としての有機的連携と分担の合理化を図る中で、その特性を生かすことに努めます。

(2) 電子情報に関する活動

- ① ホームページに作成した当会議の紹介ページを拡充します。主な内容は、会議の活動目的、設立趣意書、会則、加入の手続きのほか、提言などの活動実績、公開講座の案内、会誌の案内などです。また、ゆとりがあれば、いくつか今日のトピックスをとりあげて、さまざまな意見を自由に書き込める掲示板を作成します。
- ② メールを活用して、会員連絡を活発にします。
- ③ 会誌の編集などにも活用します。
- ④ 諸団体とリンクをはり、聞いてもらえる、見てもらえる関係を拡大します。

5 定点観測

引き続き酒匂川流域(神奈川県西部)での観測を継続します。同時に会誌「国民と森林」

にその報告を行います。観測目標は山地(後発不振林業)を背後にもつ都市近郊の歴史ある地方都市の特性(建築職人層や自給的市民の存在)と森林・林業の関係です。特に森林のエコシステムマネジメントの動きや建築関係で生じている新しい動きが注目されます。

6 共催・後援の活動

引き続き、森林フォーラム及び「八ヶ岳自然と森の学校」、「職人の森」その他各地の、幹事会で決めた事業を随時支援していきます。

7 組織の形態と運営

(1) 組織の形態と運営

東京一極集中的な運営に陥らぬように、地域での公開講座の開催に努めるほか、ブロック幹事の方々と各地の動きや課題などをメールなどで定期的なやりとりをし、適当なものにはホームページに掲載するなどして、定期会議や会誌の編集だけでは限界のあった部分を改善します。

(2) 機関

① 総会はこれまでと同様の位置づけ・運営とします。

二〇〇七年は、三月一〇日(土)に開催する予定で、会場は学士会館分館とします。

② 評議員会は、評議員と常任幹事、ブロック幹事とで構成し、総会議案その他重要事項の審議を行います。

二〇〇七年は、二月三日(土)に開催する予定です。

③ 常任幹事会は、会長、事務局長、常任幹事とで構成し、総会で決められた活動方針に基づき、日常の事業を執行します。定例の常任幹事会は年四回、原則として公開講座の当日の午後で開催します。

④ 拡大幹事会は常任幹事とブロック幹事とで構成し、組織運営で特に重要な課題について必要に応じて開催します。ブロック幹事は、ブロック内の会員間の情報交換・交流の世話役及び常任幹事との連絡役を通常の任務とします。

(3) 会員

次の方針に基づき会員の拡大に努力します。

◇正会員は、会の存在意義などを説明して、旧通常会員の確保に努めるとともに、旧購読会員からの移行を極力お願いして、その拡大に努めます。

◇経済基盤確立のため、昨年と同様、団体賛助会員の拡大と安定化に努めます。また、ホームページなどを活用して、学生などを対象に会誌を購読する賛助会員の増加に努めます。

◇広報関係の強化のためにメディア関係の会員拡大に努めます。

(4) 財政基盤の確立
特別委員会の審議を受けて、今後とも正会員の拡大による収入の増加を図るとも

に、会誌発行費用などの節減に努めます。

8 役員の変更

事業体制強化と活性化のために、新役員を迎える必要があります。常任幹事・ブロック幹事の企画力の充実、地方との連携促進、HP・インターネット事業に人材が必要です。そのため、信越ブロック幹事に新たに杉山要氏を迎えます。

役員体制(敬称略) — 参考資料

会長 只木良也

事務局長 山田 純

常任幹事 相田幸一、内山 節、熊崎一也、手塚 伸、藤森隆郎、増田美砂、吉藤敬

ブロック幹事 木村武、加藤秋男、山本信次

(★常任幹事への異動をお願い中)、

杉山要、三井昭二、井口隆史、依

光良三、行武潔

★八ヶ岳森の学校については、高木保夫会員が担当

監事 酒井利勝

評議員 安藤邦廣(新)、榎戸勇、岡和夫

(新)、金田平、釘持浩裕、杉本一、

柴田敏隆、島嘉寿雄、田中茂(新)、

田中惣次(新)、萩野敏雄、速水

亨、半田良一(新)、餅田治之

(評議員に異動をお願い中)、山本博一(新)

2005年度決算

区分	項目	当初	予算	決算額
収 入	通常会員	462,000		466,000
	購読会員	2,650,000		2,301,409
	賛助会費(団体)			1,000,000
	その他			
	繰越	225,403		225,403
	計	3,337,403		3,992,812
支 出	会報発行費	1,500,000		1,782,149
	物品費	0		0
	通信費	300,000		29,618
	事務所費	0		0
	資料購入費	10,000		0
	印刷費	20,000		0
	総会費	270,000		218,901
	評議員会費	230,000		98,313
	幹事会費	280,000		268,373
	調査・活動費	570,000		250,020
	提言委員会		300,000	134,020
	定点調査		50,000	0
	公開講座		180,000	86,000
	教育森林助成		20,000	10,000
	調査予備費		20,000	20,000
	団体加盟費	20,000		35,000
	通役費	100,000		396,280
	立替金			500,000
	シンポ			169,260
	小計	3,300,000		3,712,914
	予備費	37,403		
	計	3,337,403		3,712,914
		次年度繰越		279,898
	合計	3,337,403		3,992,812

2006年度予算

区分	項目	前年度	予算	当年度	予算
収 入	正会員	462,000		462,000	
	購読会員	2,650,000		2,250,000	
	賛助会費(団体)			800,000	
	その他				
	繰越	225,403		279,898	
	計	3,337,403		3,791,898	
支 出	会報発行費	1,500,000		1,700,000	
	物品費	0		0	
	通信費	300,000		300,000	
	事務所費	0		0	
	資料購入費	10,000		200,000	
	印刷費	20,000		20,000	
	総会費	270,000		270,000	
	評議員会費	230,000		230,000	
	幹事会費	280,000		280,000	
	調査・活動費	570,000		590,000	
	提言委員会		300,000		300,000
	定点調査		50,000		50,000
	公開講座		180,000		200,000
	教育森林助成		20,000		20,000
	調査予備費		20,000		20,000
	団体加盟費	20,000		20,000	
	通役費	100,000		100,000	
	小計	3,300,000		3,710,000	
	予備費	37,403		81,898	
	計	3,337,403		3,791,898	

森林フォーラムの活動

二〇〇五年度活動経過報告

1 森林フォーラムの会総会について

日 時 二月一日(金・祝日)
講演と討論

テーマ 「森林管理と環境問題について」
講師 内山 節氏(森林フォーラムの
会代表世話人)
会場 全林野会館6階603号
参加者 二八人

2 赤城親しみの森「森林フォーラムの森づくりフォーラム」について

企画：相田代表世話人・雨宮世話人
群馬県・赤城村国有林内で、「森林フォーラムの森づくりフォーラム」を開催し、森林整備を行いました。森林整備では間伐・除伐・散策道づくり・山野草の植生調査など森づくりの作業を一〇回実施し、うち春と秋二回「内山節先生の森の哲学塾」を開催しました。開催状況はフォーラムニュース(記述：相田

代表世話人)で報告済です。

① 開催日時 ※印は森の哲学塾開催日です。

- 第一回 一月二五(土)～二六日(日) 七人
- 第二回 三月一九(土)～二〇日(日) 五人
- 第三回 四月二六(土)～二七日(日) 九人※
- 第四回 五月二四(土)～二五日(日) 一八人
- 第五回 六月一八(土)～一九日(日) 八人
- 第六回 七月二七(日)～二八日(月) 一三人
- 第七回 九月三(土)～四日(日) 七人※
- 第八回 一〇月九(日)～一〇日(月) 一六人
- 第九回 一一月二二(土)～二三日(日) 五人
- 第一〇回

3 恒例の上野村フォーラムについて

企画：内山・相田両代表世話人
今回はじめて季節を変えて秋のフォーラムを企画、「内山節の山里・秋の上野村探訪」をテーマに開催しました。山里のくらし・文化を学び村民との交流を深め、薪割りなど山里のくらし体験、シオジの原生林の探訪や自然観察、紅葉の神流川溪流散策を満喫。村民との交流・語りべでは「山間地農業の移り変わり」のお話を聞きました。

- ① 日時 一一月一八日(金)～二〇日(日)(二泊三日)
- ② 会場 群馬県上野村
- ③ 参加者 一七人

4 森林・林業視察研修について

企画：相田代表世話人・西山事務局担当
「中国地方の山の文化と歴史の里フォーラム」を島根県・鳥取県・広島県で開催し、①菅谷タラ山内②大山の国有林直轄治山工事現場③広島県民の森比婆山ブナ純林④中本造林例のハチロウスギ（人工林）などを見聞、中国地方の山の文化と歴史を学びました。

① 日時

九月一七（土）～一九日（月・祝日）二泊三日

② 会場

島根県（旧吉田村）・鳥取県（大山町）・広島県（旧西城町・旧吉和村）

③ 参加者 二二人

5 国民森林会議「公開講座」参加状況について

公開講座は四回開催されました。延べ参加人員は一四人（森林フォーラムの会員出席者人数です）でした。

6 「森林フォーラムニュース」について

フォーラムニュースは、No.76・77・78・79・80号発行しました。

7 「フォーラムサロン」開催状況について

フォーラムサロンは八回開催し、フォーラム活動の具体的実行計画の話合いやボランティア情報交換などを行いました。



大山の国有林直轄治山工事現場にて

二〇〇六年度活動計画

1 森林フォーラムの会総会開催について

日時 二月一日（土・祝日）

会場 財団法人 全林野会館2階

203号室

講演と討論 テーマ「木材の利用拡大について」

講師

大貫 肇氏（林野庁林政部木材課総括課長補佐）

2 年間の具体的活動計画について

前年度の活動を踏襲します。

活動の重点として

①赤城森林フォーラムの森づくり②上野村フォーラム③森林・林業視察研修を行います。

今年度は高尾山の森林整備を行うための事前調査を日帰りで実施します。具体的活動は次の通りです。

(1) 「森林フォーラムの森づくりフォーラム」の開催について

企画担当：高橋・雨宮両世話人

群馬県赤城村国有林内親しみの森、森林フォーラムの森づくり作業は土・日曜日を基本に一泊二日で行います。また日帰りや内山節先生の「森の哲学塾」を一回開催します。具体的には、フォーラムニュースでお知らせします。

尚、定例の森づくり作業には一〇人程度



広島県民の森比姿山ブナ純林にて

のご協力をお願いします。

☆定例の森づくり作業日は次の通りです。

- 四月一五日(土) (日帰り)
- 五月一三(土) ～一四日(日)
- 六月一七(土) ～一八日(日)
- ※七月一六(日) ～一七日(月)
- 八月五(土) ～六日(日)
- 一〇月八(日) ～九日(月)
- 十一月一八(土) ～一九日(日)

(注) ※印は、森の哲学塾の日開催日です。

(2) 「上野村フォーラム」の開催について

企画担当：内山代表世話人・川越世話人
恒例の上野村フォーラムは「都市と山村を結ぶ」交流の場とし、今年は桜の花の咲くころ開催します。そして旧中里村の文化遺産オカメザサの竹カゴ編みを体験し、村民との交流を行う予定です。

参加募集人員は二〇人程度とします。
詳細はフォーラムニュースでお知らせします。

・開催日時 四月二二日(土)～二三日(日) (一泊二日)
・開催会場 群馬県上野村

(3) 森林・林業視察研修について

企画担当：野崎・宇野両世話人
候補地は滋賀県・近江の森を検討し、詳細はフォーラムニュースでお知らせします。

参加募集人員は二〇人程度とします。
・開催日時 九月一六日(土)～一八日(月) (二泊三日)
・開催場所

(4) 森林フォーラムニュースの発行について
例年通り年四回発行します。

(5) 国民森林会議公開講座受講について
森林問題の学習講座として国民森林会議の公開講座の受講をお勧めします。

年四回の国民森林会議公開講座の日程は

次のとおりです。

・開催日程 四月八日・六月一〇日・九月九日・二月九日

・開催場所 「林野庁会議室」千代田区霞が関1・2・1林野庁内

開会は午後2時、終了は午後4時ごろ
公開講座の講師及びテーマについては、決まりしだいフォーラムニュースでお知らせします。

(6) 定例「フォーラムサロン」の開催について
毎月一回、第二木曜日開催します。

フォーラムサロンは、お話し合いや情報交換をしたり、ときには講師を招いてお話を聞いたり、森林フォーラムの会の運営や協議をしたり、自由に意見交換をしよう場です。ご自由にご参加下さい。

・開催会場 世田谷区千歳烏山区民センター (電車は京王線千歳烏山駅下車)
・開催時間 午後7時～午後9時
・会費は一回二〇〇円程度 (お茶代などとして)

※ 変更もありますので、相田又は西山まで問い合わせ下さい。
・次回、三月のフォーラムサロンは、三月一六日(木)です。ご自由にご参加下さい。

八ヶ岳自然と森の学校

二〇〇六年度の開講ご案内

主催 八ヶ岳自然と森の学校

国民森林会 議

後援 中部森林管理局・長野県・茅野市・

茅野市教育委員会・茅野市観光連盟

八ヶ岳自然と森の学校は一八年目を迎えました。昨年の受講者は前年より五〇人増えて年間二九二人にのびりましたが、自然と森の学校の人気がひところの固定状態から再び増加の兆しを見せているのはうれしいことです。八ヶ岳を愛し、自然をより深く知りたいという人々の要望にこたえるこの学校の役割は、ますます大きくなることと思います。

このためことしも昨年に引き続き三三コースを設け、受講者の期待に沿うよう努めました。このなかでは、人気の高い植物関係を充実したほか、バードウォッチング始め八ヶ岳の動物、昆虫の観察が増えたのが特徴です。

またことしは、これまで暫く休んでいた二軒の山小屋が再び開講することになりました。全体として経営者の世代交代がすすみ、意欲的な若い経営者が新鮮な着想で学校の内容を刷新し

新たな講師の登用をすすめているのも心強いところです。子供向けの夏の企画なども一つです。

この学校ではのべ一〇回以上参加した方に「森のインタプリター」の資格が与えられますが、開講以来ことしで七〇人を数えるまでになりました。その趣旨は子供たちに山と自然の素晴らしさ、面白さを伝える役目を担って欲しいという願いをこめており、ベテランの講師が中心となり、インタプリターの知識と体験のレベルアップをはかる企画も行っています。

以上、ことしの開講スケジュールとともに若干近況に触れましたが、この「八ヶ岳自然と森の学校」の定着が刺激となって、地元茅野市では「八ヶ岳森林文化の会」が発足。ボランティアと行政の協働で民有林を整備する「市民の森

づくり」が始まりました。また、昨年創設された「NPO法人八ヶ岳国際自然学校」も私たちの学校と手を結んでことしから八ヶ岳トレイルの開設、東京理科大学との提携による森林が脳波に及ぼす影響などの調査を始めることにしています。

このように、「自然と森の学校」の存在はさまざまな輪を広げられました。引き続き皆さまのご支援と参加をお願いいたします。

★参加される方の申し込み、手続きなどは、開講スケジュール案内の末尾の注意書きをご覧ください。

八ヶ岳自然と森の学校 2006年度開講スケジュール

期 日	テーマ及び講師	場 所 (山小屋)
各コースとも土・日曜日 ※③④は火・水曜日 ⑤は水・木曜日 ⑥⑦は金・土曜日 ⑧は土・日・月曜日 連絡先の住所・電話は最終ページをご覧ください。		
①	4月15・16日 春山を歩く(スノーシュー使用。初心者歓迎) 講師 浦野 岳孝(八ヶ岳山岳ガイド協会)	夏沢鉱泉 連絡先:浦野 岳孝
②	5月13・14日 山菜、樹木、トレッキング 講師 大木 正夫(長野県林業大学校)	夏沢鉱泉 連絡先:浦野 岳孝
③	5月23・24日 バードウォッチング(里山の鳥と亜高山の鳥) 講師 林 正敏(日本野鳥の会 諏訪支部長)	夏沢鉱泉 連絡先:浦野 岳孝
④	5月27・28日 八ヶ岳山麓の春 講師 今井 建樹(長野県植物研究会) 杉山 清(諏訪教育会植物研究会)	美濃戸高原ロッヂ 連絡先:田中 敏夫
⑤	5月27・28日 八ヶ岳・野鳥の森へ・中西悟堂を語る会 講師 遠藤 祐二、中西悟堂研究会	オーレン小屋 連絡先:小平 勇夫
⑥	5月27・28日 山菜教室 講師 阿部 義男(長野県植物研究会)	美濃戸山荘 連絡先:藤森 周二
⑦	6月3・4日 初歩的岩登りと春を見つけながら開山祭参加 講師 日本山岳ガイド協会公認ガイド	大河原ヒュッテ 連絡先:田中 光彦
⑧	6月10・11日 八ヶ岳山麓の自然を描いてみよう 講師 小倉 玲子(日本画家)	美濃戸高原ロッヂ 連絡先:田中 敏夫
⑨	6月10・11日 高山植物を学ぶ(高山植物の生態について) 講師 名取 陽(高山植物研究家)	硫黄岳山荘 連絡先:浦野 岳孝
⑩	6月10・11日 苔むす森、苔むす清流を写そう!北八ヶ岳写真教室Ⅰ 講師 武藤 昭(山岳写真家武藤プロダクション主宰)	麦草ヒュッテ 連絡先:島立 博
⑪	6月17・18日 山岳地図の読み方・実践編2、救命講習会 講師 佃 秀敏(ふれあいレク協会登山部長) 茅野消防署	オーレン小屋 連絡先:小平 勇夫
⑫	6月17・18日 モモンガとヤマメのはなし 講師 鈴木 欣司(日本哺乳類学会)	山彦荘 連絡先:原田 雅文
⑬	6月21・22日 赤岳溶岩・横岳溶岩・硫黄岳溶岩の比較 講師 永沼 治(日本陸水学会・珪藻学会)	硫黄岳山荘 連絡先:浦野 岳孝
⑭	6月24・25日 バードウォッチングハイク 講師 塩浦 雅一(ナチュラリスト)	縞枯山荘 連絡先:嶋 義晃
⑮	6月24・25日 風景写真入門(新緑の【秘】スポット紹介) 講師 日野 安喜(日本観光写真連盟理事)	夏沢鉱泉 連絡先:浦野 岳孝

期 日	テ ー マ 及 び 講 師	場 所 (山小屋)
⑮ 6月24・25日	藝科山写真デジカメ教室 講師 磯貝 猛 (山岳写真家)	藝科山荘 連絡先：米川 正利
⑰ 7月1・2日	フラウトレッキング・森～寝轉への植生について 講師 斉藤 敏 (長野県自然観察インストラクター)	オーレン小屋 連絡先：小平 勇夫
⑱ 7月1・2日	咲き誇る高山植物を観察して歩く 講師 杉山 清 (諏訪教育会植物委員会)	硫黄岳山荘 連絡先：浦野 岳孝
⑲ 7月8・9日	藝科山パードウォッチング 講師 遠藤 祐二	藝科山荘 連絡先：米川 正利
⑳ 8月1・2日	たぐさんの野鳥を見よう (野鳥の生活をさぐる) 【小学生向】 講師 林 正敏 (日本野鳥の会諏訪支部長)	夏沢鉱泉 連絡先：浦野 岳孝
㉑ 8月4・5日	ハヶ岳の動物たち (夏休み企画) 講師 両角 源美	山彦荘 連絡先：原田 雅文
㉒ 8月12・13日	ハヶ岳の昆虫 講師 遠藤 真太郎 (信大理学部)	黒百合ヒュッテ 連絡先：米川 正利
㉓ 8月18・19日	夏の星座と白鳥座流星群 講師 大蔵 満 (長野市立博物館学芸員)	高見石小屋 連絡先：原田 茂
㉔ 8月26・27日	ハヶ岳山麓の花と木の実 講師 今井 建樹 (長野県植物研究会) 杉山 清 (諏訪教育会植物研究会)	美濃戸高原ロッヂ 連絡先：田中 敏夫
㉕ 8月26・27日	こどもスウェッチ教室 (自然を楽しく描こう) 【小学生向】 講師 小倉 玲子 (日本画家)	夏沢鉱泉 連絡先：浦野 岳孝
㉖ 9月2・3日	初心者の岩登りとサイルワーク 講師 島田 良 (ハヶ岳山岳ガイド協会)	黒百合ヒュッテ 連絡先：米川 正利
㉗ 9月9・10日	苔むす森、苔むす清流を写そう！北ハヶ岳写真教室Ⅱ 講師 武藤 昭 (山岳写真家武藤プロダクション主宰)	麦草ヒュッテ 連絡先：島立 博
㉘ 9月9・10・11日	自然とふれあうスウェッチ 講師 小倉 玲子 (日本画家)	硫黄岳山荘・根石山荘 連絡先：浦野 岳孝
㉙ 9月23・24日	キノコ、樹木、トレッキング 講師 大木 正夫 (長野県林業大学校)	夏沢鉱泉 連絡先：浦野 岳孝
㊱ 9月23・24日	キノコ教室 講師 五味 一郎 (日本菌学会)	藝科山荘 連絡先：米川 正利
㊲ 10月14・15日	秋の北ハヶ岳と池を撮る 講師 新妻 喜永	大河原ヒュッテ 連絡先：田中 光彦

期 日	テ ー マ 及 び 講 師	場 所 (山小屋)
⑳ 10月14・15日	きのこ教室 講師 阿部 義男 (長野県植物研究会)	美濃戸山荘 連絡先: 藤森 周二
㉑ 11月11・12日	秋の星座を見よう 講師 岡橋 卓夫 (飯能天文同好会)	槇枯山荘 連絡先: 嶋 義晃

★ 連絡先 ★

浦野 岳孝 〒391-0215	①②③④⑬⑮⑱⑲⑳㉑㉒㉓ 長野県茅野市中大塩 13-73	Eメール iou@xd6.so-net.ne.jp TEL/FAX 0266-73-6673
田中 敏夫 〒391-0011	④⑧㉑ 長野県茅野市玉川 1400-829	Eメール ta-to@cello.ocn.ne.jp TEL/FAX 0266-74-2102
小平 勇夫 〒391-0213	⑤⑪⑰ 長野県茅野市豊平 2472	Eメール o-ren@po.dcn.ne.jp TEL 0266-72-1279 FAX 0266-72-1296
藤森 周二 〒392-0010	⑥㉑ 長野県諏訪市波崎 1792-448	Eメール yatsugatake.fujimori@nifty.ne.jp TEL 0266-58-7220 FAX 0266-53-4121
田中 光彦 〒391-0104	⑦⑳ 長野県諏訪郡原村 5782	Eメール oyaji@yatsugatake.biz TEL 0266-79-5494 FAX 0266-79-6167
島立 博 〒391-0301	⑩㉑ 長野県茅野市北山 8241	Eメール mugi2127@po28.lcv.ne.jp TEL/FAX 0266-78-2231
原田 雅文 〒391-0011	⑫㉑ 長野県茅野市玉川 2382-5	TEL/FAX 0266-72-3260
嶋 義晃 〒391-0301	⑭㉑ 長野県茅野市北山 4035	Eメール simagare@po10.lcv.ne.jp TEL 0266-67-5100
米川 正利 〒391-0013	⑯⑲㉑㉒㉓ 長野県茅野市宮川 11311-8	Eメール kitayatu@alles.or.jp TEL 0266-72-3613 FAX 0266-82-0555
原田 茂 〒253-0063	㉑ 神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸 2-27	TEL 0467-87-0549

★ハヶ岳自然と森の学校のいろいろなコースに、何年かかっても8~10回参加された方の中で、適格と認められた人に、『森のインタープリター (森の解説者)』の資格が与えられます。今まで65名のインタープリターが誕生し、全国各地で活躍しています。

インタープリターだけの研修会や集いなど特典もあります。

★申込み手続きなど

◎各コースの申込み、問い合わせは、それぞれの連絡先 (担当の山小屋) へご連絡下さい。

◎参加費用は1泊2日で12,000円 (㉑は2泊3日で22,000円)

(2食付き宿泊費、教材、受講料、保険料を含む。交通費は別途。)

◎集合場所、時刻、詳しい内容はお申込み時にお知らせしますが、ほぼ午前10時頃に最寄りの駅付近、または現地集合の心づもりでご準備下さい。

◎希望者が少人数のコースは中止させて頂く場合がありますのでご了承下さい。

◎尚、各コースとも軽い山歩きになりますので、当日は相応の服装、持ち物 (雨具、防寒衣類、水筒、弁当、懐中電灯など) とルーペ (虫眼鏡)、双眼鏡などお手持ちの観察用具、筆記用具をご用意下さい。昼食は各自負担となります。

☆お申込みは、下記の項目を明記し、各コースごとに別用紙で連絡先にお送り下さい。

- ◆参加コース名・期日 ◆住所 (〒) ◆氏名 ◆電話番号 ◆生年月日 ◆血液型
- ◆これまでの参加年月日、コース名、その他連絡事項等

切り抜き森林・林政ジャーナル

〈新聞・この3カ月〉

11~1月

◆「京都」後の目標作れ

【朝日新聞 11月28日】

今年二月に発行した京都議定書の初の締約国会合が、カナダのモントリオールで始まる。

議定書の元になった気候変動枠組条約の締約国会議も同時に開かれる。こちらは一回目を数える。ようやく世界の温暖化対策が動き出す。

議題としては、森林が二酸化炭素を吸収する量をどう計算するかなどのルールを採択するほか、途上国への支援の方法などが予定されている。

しかし本当のテーマは、今の議定書が〇八年から一二年までを一科目として削減目標を定めたのに続き、一三年からの二期目をどうするかである。

今は削減義務を課せられていない途上国をどのように含めるか。とくに中国やインドなどの大排出国には別の規制が必要だろう。先進国には新たな削減目標を設ける。

そうした合意を維持必要がある。もし二期目がないとなれば、各国とも一期目の削減に手を抜いてしまう恐れがある。一期目で目標を達成しなくても、新しい不利益を被ることは無いからだ。逆に目標を超えて温室効果ガスを減らしても議定書上の利点はない。

各国が将来にわたって削減の義務を負うという前提があつてこそ、目標を上回った国が超過分を他の国に売れるという排出権取引が成り立つ。腰を据えた環境技術の開発も出来る。

日本にとるべき態度ははっきりしている。京都議定書を生んだ国の責任を自覚し、米国や途上国を説得すべきだ。

世界で排出される温室効果ガスの半分は、森や海に吸収されずに大気にたまり続けている。その結果を、猛暑や異常気象で実感できるほどになっている。排出量を抜本的に減らす必要がある。それは、今日と議定書で打出した削減

の方向をさらに進めなければならぬ。

◆山の将来の姿 考えて

【東京新聞 12月5日】

人工林の間伐が遅れている大きな原因の一つは、所有者の世代交代と、それに伴う不在地主の増加だ。「手入れができない。何から始めていいかわからない」。そんな所有者たちに、把握し、将来の姿を考えてもらうべく、管理方法や費用などについて一から疑問に答える取り組みが、ようやく始まっている。

「親から相続したが、私は仕事で何十年と地元を離れ、山に入ってもいけない。何をしなきゃならぬのかわからない」と、埼玉県から来た会社社員男性（六〇）が話した。

先月、愛知県内で三日間開かれた「林業経営塾・基礎コース」講座。参加者は東京、神奈川、埼玉などからの約二十人。いずれも東三河地区（同県東部）の山林の不在

地主たちだ。県や地元市町村、森林組合などの呼び掛けに集まった。

不在地主に加え、山村に住んでも都市部で働く人が増え、間伐の遅れた山が日本中に増えている。山林所有者の約四割が不在地主という同地区では、昨年に続く講習会開催だった。

一回で合計約八十人が参加した。それでもまだ一部でしかない。だが、不在地主に働きかけるこうした取り組みさえ「まだ珍しい」（全国森林組合連合会）というのが、全国的な現状だ。

「まず組合に相談してください」と、森林組合職員らは講座で訴えた。

放置した山の手入れの手始めは、所有地の場所と境界の確認。境界を示す杭打ちだ。国の地籍調査が進んでおらず、正確なデータは少ないため、山での作業経験者に教えてもらうなど地元の助けが必要になる場合もある。

参加者の声はさまざま。「親が植えた木もあるし、山崩れなく水源を守る形にして次の世代に渡したい」と名古屋市の主婦（三三）。「手入れはしたいが、お金がかかると話だから」と豊橋市の女性（六六）。最大の心配はやはり費用。

◆植物病院構想 東大

「朝日新聞夕刊 12月8日」

農家や家庭の依頼を受けて、植物の病院を専門家が診断、治療や予防を指導する「植物病院」の創設を東京大学農学部が構想している。症状を聞いたり、写真や実物などを送ってもらったりして、診断書や薬なども出す考え。具体的な形体は固まっていないが、来春取り組みの中核となる研究室が新設される。

植物の病気はウイルスや細菌、カビなどで起き、国内ではイネ、野菜、庭木などの有用植物がかかるものだけで約六千種が知られる。毎年、世界の農作物生産可能量の約一二％が病害で失われるとの推定もある。

構想を進める難波成任教授（植物病理学）によると、農家の病害対策を指導する地方の農業改良普及センターなどは縮小される傾向で、また、小規模農家や個人園芸家、植物ビジネスの企業などに病気に関する指導などをする専門機関もなかった。一方大学の研究は病気のしくみを探る基礎研究に特化され、現場を知らない研究者も増えているという。

そこで、東京大大学院農学生命科学研究科（農学部）の教授会は

一月下旬、「植物医科学」の研究室を〇六年四月から五年間設置すると決めた。科学機器専門商社の池田理化（本社・東京）から一億八千万円の寄付を受け、新しい診断技術や、データベースによる診断支援、「植物医師」を養成する教育プログラムなどの開発にあたる。

病院は、大学の研究者が植物保護分野の技術士（国家資格）らと連携し、数年以内に立ち上げる計画だ。自治体の専門職員への研修などで人材を育て、全国の農協、種苗店などにもネットワークを広げたい考えだ。

難波さんは「病院の潜在的ニーズは高いと思うが、現実的に構想はなかった。将来は普通の医療機関と同じようなくみにしたい」という。

◆新顔きのこ普及の課題

「日本農業新聞 1月9日」

野生種やエリンギ、バイリンクをといた日本にはなかったものなど、新顔きのこ類の栽培が広がってきた。各県の林業研究機関による品種の選抜や栽培法の研究も盛んに行われている。

だが、栽培に取り組む農家からは「新しいため、知名度が低い」

「需要が少ないので生産量を増やせないって」といった悩みもよく聞く。直売所などに少量しか出回らないので、知名度も上がりにくいというわけだ。

栽培が容易なきのこでも、簡単には増やせない。農家は独自にチラシを作ったり電話注文を受けたりして売り込みにも力を注ぐが、農家個々の対応では限界があるようだ。

その一方で、新顔きのこの栽培に挑戦したくても、種菌が手に入りにくいという現実がある。名前が知れ渡ったエリンギでさえも、種菌を扱うメーカーは意外に少ない。県の研究機関の場合、種菌の販売や栽培指導は県内に限定するのがほとんどで、全国の農家に向けたものではない。栽培したくても手に入らないきのこは多い。

需要を底上げするためには新顔きのこの生産量を増やし、多くの人に知ってもらうことが重要だ。行政の枠にとらわれない種菌の販売や、メーカーが取り扱う種菌の種類を増やすなど、農家への一層の普及が求められる。

◆温暖化対策「新税」を

「朝日新聞 1月12日」

経済同友会（北城格太郎代表幹

事）は一日、二酸化炭素温室効果ガス排出抑制を目的とした新税導入を提言した。京都議定書に盛り込まれた削減目標の達成が狙いで、地球温暖化対策の新税に猛反対している日本経団連とは一線を画す主張だ。

同友会は道路特定財源の見直し問題が浮上しているのを機に、ガソリン税（揮発油税）、石油石炭税といった既存のエネルギー関係諸税について廃止を含め抜本的に見直し、化石燃料に含まれる炭素量に応じてガソリン、灯油、電気・ガス代などに課税する新税を導入するよう求めている。使途を特定しないと一般財源としており、税率は明示していないが、新税によって新たな省エネ技術開発の促進、国民意識の高まりといった効果を期待できるという。

温暖化対策の新税をめぐっては、環境税が炭素一ト当たり二四〇〇円課税する「環境税」の導入を提唱。「国際競争力低下を招く」として反対する経団連や経済産業省と対立している。同友会は新税自体には賛成しつつ、環境省案には「既存税制を見直さずに新たな増税を主張するのは安易」と反対している。

アトランダム雑誌切り抜き

12~2月

◆都市は森林を絶対に侵すべきでない／太田猛彦（東京農業大学教授）

森林への産業廃棄物の投棄は木材が売れないことが遠因だ。林業が盛んだった頃は人が森林の近くに住み、見知らぬ人が入り込むことを阻止していた。森林では、家を建てたりゴルフ場を作ったり資材置き場を作るような都会的土地利用はするべきではない。それが廃棄物や有害物質の森林への持ち込みになるからだ。

森林と農業は光合成によるバイオマス生産という原理では同じだが、太陽エネルギーにだけ頼る森林とそれ以外の資源やエネルギーを利用して効率を上げている農耕地との差は大きい。一方現代の都市は、化石エネルギーと地下資源の集中的大量投入によって地球人口の大部分を吸収し、大量の工業製品を生産して、先進国では豊かな生活をしている。太陽エネルギーだけに頼る生産では3千〜4千万

人程度しか収用できない日本列島に、1億2千5百万人が暮らす。その意味では都市は一番儲かっている。がその都市は地下資源を使うので廃棄物が一番出る地域だ。

森林はほとんど儲からないが廃棄物はでない。だから森林から良質な水が得られ、地球環境にも不可欠な存在となっている。

そういう森林地域はまったく管理しなくてもいいのかというとうではない。大気汚染は森林にまで忍び寄るし、森林の外側で起きたことの影響を森林が受けるからだ。しかし管理にかかる人件費は市場原理で計算されるから、儲からない森林の管理ができない。だが資源エネルギーを集積した都市はCO₂や廃棄物や危険物を排出し、捨場に森林や耕作放棄地を狙う。水や大気のことを考えれば、森林地帯は都市や人間にとって絶対残さなければならぬところだ。だから都市は絶対に森林を侵すべきでない。

だが実際は不届き者がいる。どう防ぐか。林業に携わる人たちは、森林地からきれいな水やカーボンを蓄えた木材資源を供給していると言ってきたが、それは森林をきちんと管理して供給する義務を負っていることだ。廃棄物の問題は、厚生労働省や環境省など関わって解決が難しいかもしれないが、森林地帯の人がその垣根を壊す運動をすればいい。それは森林を管理する人たちの責務だ。

その運動は森林に関わる人たちから地域全体の人が関わる運動でなければいけない。森林は森林関係者だけではもはや守れない。自治体の長や地域の指導者を含めた運動にまで高めなければならぬ。森林の管理の費用は、儲かっている都市、汚している都市が出すべきだし、都市が排出する廃棄物は都市自らが処理をするシステム作りが必要だ。（『ぐりーん&らいふ』冬号／農林中央金庫農林部）

◆海岸マツ林の現状―役割と問題点／中島勇喜（山形大学農学部教授）

わが国の3万4千キロの海岸線は砂浜と内陸部のマツ林によって構成されている。この白砂青松の景観は、飛砂・強風・潮風・津波・高潮などの被害からわれわれの生活を守るために人々が造成・維持・管理してきた。がいまマツ林の疲弊がすすみ、多面的機能が果せなくなっている。

土地利用や防災のため、海岸マツ林の造成が盛んになったのは江戸時代初期からだ。今日のマツ林危機は、①遷移②陽樹のマツから陰樹の高木への遷移は自然の流れだが、管理の放棄により土地の肥沃化とともに急激に進み、マツの樹勢も劣えた。②病害虫③60〜99年度間に3300万㎡ものマツがザイセンチュウ病で枯れた。79年度の250万㎡をピークに現在も100万㎡ほどの被害があり寒冷地帯にも広がった。遷移や管理の不足も影響している。③土地利用の変化④全体の保安林は増加しているのに飛砂防備林は減っている（庄内砂丘の例）。藩政時代は新田開発や被害防止のマツ林造成が奨励され、戦後でも53年の海岸砂地帯農業振興臨時措置法でマ

ツ林が造成された。62年の全国総合開発計画、64年の新産業都市指定で、海岸砂地の工業化が進み多くのマツ林が伐採された。

今後の課題は「マツ林の維持管理組織をいかに再構築するか」だ。

市街地近郊のクロマツ林を中心に、地域ボランティア活動の場、保健休養地、小中学校の総合学習の場として評価する動きがある。

海岸マツ林は人々の生活と結びついて維持されただけに、生活必需品の位置付けが薄いボランティアなどに頼るだけでは維持管理は難しい。しかしマツ林に人々の目が向いているこの機会を生かしたい。

地域住民・行政・NPO・ボランティア団体・教育関係者・学識経験者が一同に会し、地域の海岸林の行く末を考える組織を立ち上げる必要がある。その議論には次の認識をもって始められるべきだろう。「我々は、マツという樹木」「生物」に飛砂や津波・高潮・強風などの「物理的な移動現象」から生じる災害を軽減させようとしている。海岸マツ林は決して土木的な人工構造物ではない。「生物」であるマツ林の保護管理を忘れて、マツ林に一方的に災害防止を担わせるのは、あまりにも虫がよすぎる」。全国の海岸マツ林を

再生する「日本列島マツ回廊構想」日本の松原再生運動」がスタートするが、今後の展開に期待したい。(『グリーン・エージ』2月号／日本緑化センター)

◆「森の文明」を復権して「森の環境国家」に 日本が生き残る術はそれしかない／安田喜憲 (国際日本文化研究センター教授)

私が生まれ育ったのは三重県北勢町。山に囲まれた小さな町だ。林業家ではないが、小さい頃祖父に連れられて植林にも行った。森でもよく遊んだが、「森は怖いところ」という記憶が強い。当時の森にはパウアがあったからだ。私が初めて森の美しさに感動し、その力に圧倒されたのは学生時代に東北のブナの森を見たときだった。私が「日本は森の文化」と初めて言ったのは1980年に「環境考古学事始」という本を書いたとき。私は地理学専攻だったが、自然と人間の関係から歴史を見直すことに興味があった。土器や石器を見るだけでなく、それを掘り出した地層で見つかる花粉の化石を分析することで、当時の森や気候、食べ物などがわかる。そのように見ていくと日本文化の背景には常

に森がある。私が「森の文明」を強く意識しだしたのは、青森の内丸山遺跡が発見され縄文の研究がすすみ、中国で長江文明が発見されたことからだ。

それまでの「文明」は、麦を作り家畜を飼う「畑作牧畜民」の文明を指していた。稲を作り魚を捕って食べる「稲作漁撈民」は文明と無縁と考えられていた。キリスト教やギリシャ哲学、インド仏教、中国の儒教という思想体系を作った人たちが文明を持ち、日本の神道のように経典や思想体系のないところには文明は生まれえないという考えがあった。が、稲作漁撈民の暮らしていた5、6千年前の長江で、メソポタミアのウルク遺跡に匹敵する巨大遺跡が発見された。縄文も弥生の人々も長江文明と同じものを持っていたはずだ。日本に国土の70%もの森林がいつも残っているのは、樹木に適した気候があっただけでなく、縄文以来「生きとだけ生けるもの営み」と人間が調和しながら生きていくことを大事にする「文明があったからだ。日本が稲作を受け入れたとき、山羊や羊を導入しなかったのは、それを入れれば森や水の循環系を壊され、営みの調和が崩れるからだ。

畑作牧畜民は畑地を広げるために領土を拡大してきた。その大義名分が「超越的な秩序」だった。が稲作漁撈民は、限られた土地でいかに永続的に生きるかという現世的な秩序をもっとも大切にしていた文明を持っていた。21世紀にはいっても資源の収奪はすすみ、環境汚染も戦争もなくならない。それは、畑作牧畜民の考えた市場原理であらゆる物事が決められているからだ。森や環境を守るには、市場原理という畑作牧畜民の妄想を砕き、稲作漁撈民の価値観を人類が取り戻さなければならぬ。多くの問題を抱える日本も、森の文明を復権しそれを核とした「森の環境国家」を構築しなければ、21世に生き延びる術はない。

このまま温暖化がすすめば、巨大な自然災害や水問題が深刻化する。それを防ぐには世界中に森を作ることだ。それをリードできるのは森と共に暮らす喜びを体験してきた日本人だ。ボランティアの方々が国の内外で森づくりをしているが、それは単に木を植えているのではなく、「森の心」を植えているのだ。森づくりボランティアは、森の文化を世界に広げていく環境戦士である。(『グリーン・もあ』初巻号／国土緑化推進機構)

森林の未来を憂えて

—— 国民森林会議設立趣意書 ——

日本の風景の象徴である松林が枯れつつあります。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育ててきた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見ずしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないのでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちはどのように手をにぎり合えるのでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができのでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同とご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2006年春季号
第96号

- 発行 2006年3月1日
- 発行責任者 只木良也
- 発行所 国民森林会議
東京都文京区大塚3-28-7
TEL 03-3945-6931
振替口座00120-0-70096
- 定価 1,000円(千共)
(年額3,000円)